

第1章 保存活用計画策定の沿革・目的

第1節 保存活用計画策定の沿革

奈良古墳群は、古墳時代終末期の7世紀に造られた、横穴式石室を有する円墳により構成される群集墳である。利根川支流の薄根川右岸の河岸段丘面上に立地し、南西に子持山、南に沼田台地を望むことができる。

昭和10年（1935）に実施された群馬県下一斉古墳調査の際には、36基の古墳が確認されている（『上毛古墳綜覧』昭和13年発行）。戦後、食料増産の一環で土地改良事業が行われることになり、昭和30年（1955）群馬大学により発掘調査が行われ、鉄製壺^{つぼあぶみ}などが発見された。小規模な古墳については、その多くが削平・取り壊されて畑地や水田となった。また同じ頃、地元地権者による調査で発見された馬具等は「奈良古墳群出土品」として昭和52年（1977）沼田市重要文化財に指定された。昭和55年（1980）には「奈良古墳群」が沼田市史跡に指定された。

平成4年度に沼田市発行の「沼田公園長期整備構想」で、奈良古墳群は、奈良古墳公園として、全市野外博物館化計画の古代景観整備エリアの主体として掲載された。同年沼田市教育委員会は「奈良古墳群保存整備基本計画」を作成した。この計画の段階では奈良古墳群全体を対象として整備計画を定めたが、平成10年（1998）奈良古墳群を含む河岸段丘一帯の県営土地改良事業が行われることになり、平成11年（1999）古墳群西半分の残存状態の悪い古墳を中心に沼田市教育委員会が発掘調査を行い記録保存の措置を執った（『奈良古墳群』平成13年発行）。

大型の古墳がある古墳群東半分は、将来的に古墳公園とすべく非農用地として設定し、保存することになった。平成12年度に策定された「沼田市第四次総合計画」で、奈良古墳公園は主要事務事業として掲載された。以後、平成15年度に奈良古墳群一帯の土地（約36,000㎡）を土地改良の非農用地として集約し、古墳公園として史跡の保存と整備を行う目的で、平成15年度に沼田市土地開発公社の先行取得（24名から買い上げ）により用地買収を行った。なお、買収した公園用地は、平成17年から19年（2005-2007）にかけて沼田市が買い戻し、現在は沼田市所有となっている。

沼田市教育委員会は、平成15年（2003）9月に「（仮称）奈良古墳公園整備基本構想」を策定すると、平成16年度から古墳公園の保存整備及び活用のため必要な資料を得ることを目的に試掘調査を開始し、平成17年度・平成18年度の第4次調査まで実施した。

しかし、平成19年度に定めた「沼田市第五次総合計画（後期計画）」で、奈良古墳公園整備事業は、財政的理由などから平成24年度以降に先送りとなっている。なお、文化財保護のため、草刈等や協働による花植えなどを実施している。

令和元年（2019）、沼田市は令和元年11月21日付けで公有地約36,000㎡のうち30,567㎡について、群馬県指定史跡指定申請書を群馬県教育委員会に提出し、令和2年（2020）2月21日付けで、奈良古墳群として群馬県史跡に指定された。

第 2 節 保存活用計画の目的

残存状況が良好な古墳が集中する奈良古墳群東側は保存区域として平成 15 年度に全て沼田市の所有となり、平成 16 年度から平成 18 年度に実施した区域内の確認調査の結果、地下に痕跡が残る古墳が多数存在することが確認された。また、「(仮称) 奈良古墳公園整備基本構想」から 20 年近くが経過し、社会変化に応じた整備・活用等の再検討を行う必要がある。

「群馬県指定史跡奈良古墳群保存活用計画」の作成は、奈良古墳群を適切に保存・管理し、後世に正しく伝えていくことを目的として、県指定史跡としての価値評価と奈良古墳群の構成要素を明示したうえで、適切な保存・管理のあり方や現状変更等の取扱基準のほか、整備・活用・運営体制等の方針を定めた、行政上の長期的な指針とするものである。

第3節 保存活用計画の対象範囲

(1) 保存活用計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、群馬県史跡奈良古墳群の指定地を含む、(仮称)奈良古墳公園整備事業計画用地とする。

適切な保存措置を図り、活用していくことを目指す範囲である。

(2) 奈良古墳群の広がり

本計画の対象範囲西側において、古墳の分布が確認された範囲は記録保存が行われ、県営土地改良事業において農地として整備されていることから、「周辺環境として一体的に保全を図る範囲」と位置付ける。

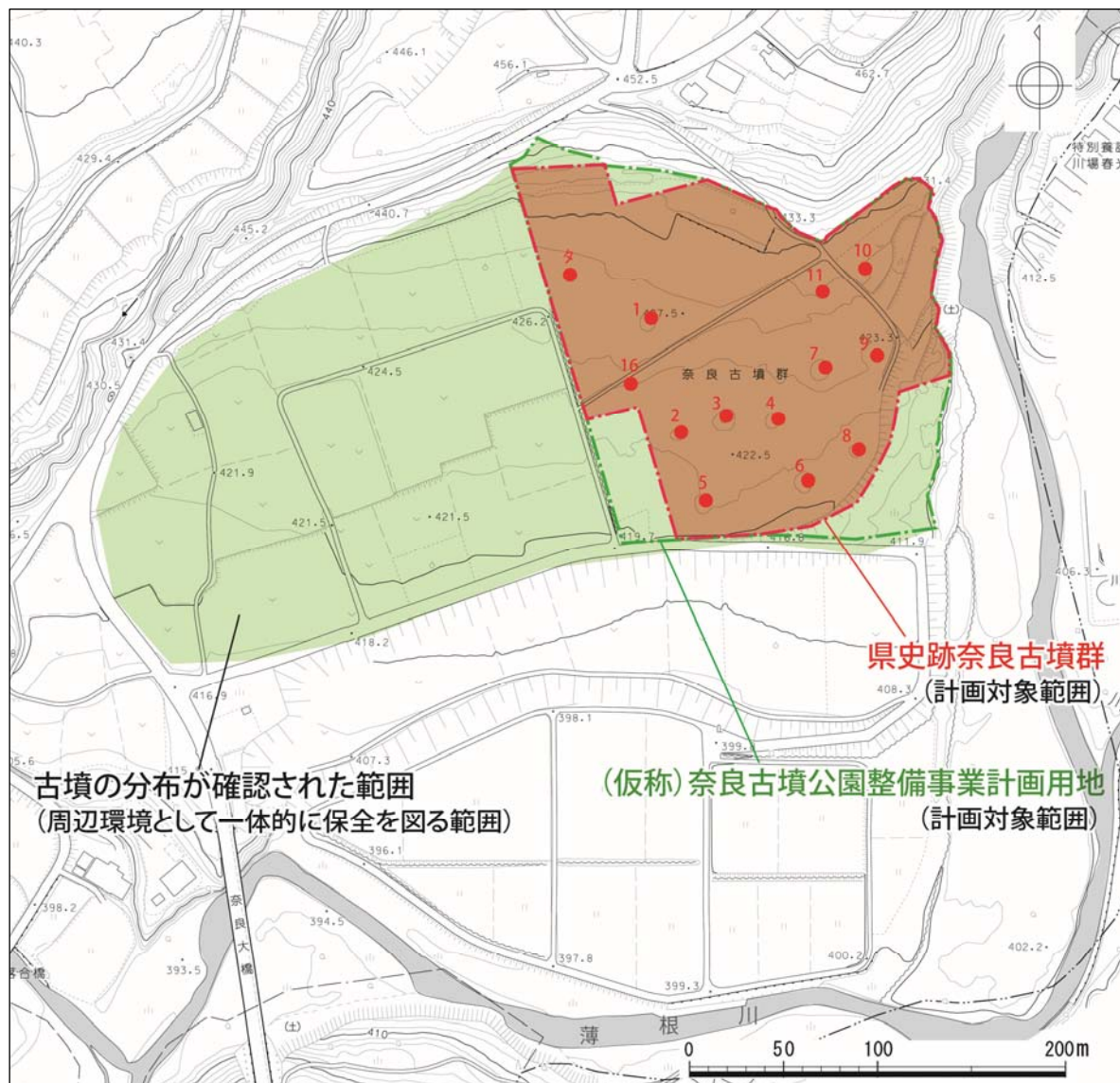


図1 計画対象範囲図

第4節 委員会の設置・経緯

(1) 組織

沼田市教育委員会は、本計画の策定に係る審議を行うために、専門家や地元代表からなる「群馬県指定史跡奈良古墳群保存活用計画策定委員会」（以下、「計画策定委員会」という。）を設置した。また、本計画の検討は、群馬県地域創生部文化財保護課の指導・助言を得ながら進めた。

委員及び事務局の構成は次のとおりである。

表1 群馬県指定史跡奈良古墳群保存活用計画策定委員会委員 委員及び事務局構成

	氏 名	所 属 ・ 職 名	専 門	備 考
委 員	右島 和夫	群馬県文化財保護審議会会長 群馬県立歴史博物館 特別館長	考古学(古墳)	委員長
	若狭 徹	群馬県文化財保護審議会専門委員 明治大学文学部史学地理学科考古学専攻 教授	考古学(古墳)	副委員長
	水田 稔	沼田市文化財調査委員	考古学	
	渡辺 元子	沼田市立池田小学校長（地元小学校）		
	阿部 忠博	沼田市立池田中学校長（地元中学校）		
	倉澤 由之	池田地区振興協議会長（地元関係者）		
助 言 者	笹澤 泰史	群馬県地域創生部文化財保護課文化財活用係 係長		
	岩上 千鶴	群馬県地域創生部文化財保護課文化財活用係 主幹		令和4年度
事 務 局	横坂 隆司	沼田市教育委員会 教育長		令和3年度
	竹之内 篤	沼田市教育委員会 教育長		令和4年度
	川田 正樹	沼田市教育委員会事務局 教育部長		令和3年度
	北澤 昇	沼田市教育委員会事務局 教育部長		令和4年度
	角田 浩	沼田市教育委員会事務局 文化財保護課長		
	宮下 昌文	沼田市教育委員会事務局 文化財保護課 埋蔵文化財調査センター所長		令和3年度
	小池 雅典	沼田市教育委員会事務局 文化財保護課 埋蔵文化財調査センター所長		令和4年度

(2) 計画策定委員会の経過

計画策定委員会は、令和3年度に3回、令和4年度に3回開催し審議を行った。これらの審議の内容を踏まえ、パブリックコメント等の所定の手続きを経て、本計画を策定した。

表2 計画策定委員会の経過一覧

名 称	日 程	協議事項
第1回 計画策定委員会	令和3年（2021） 8月10日（火）	・委員長、副委員長の選出 ・史跡の現状 ・保存活用計画の構成と策定方法
第2回 計画策定委員会	令和3年（2021） 12月22日（水）	・奈良古墳群保存活用計画の対象範囲 ・奈良古墳群の現状及び課題について （保存・活用・整備・運営及び体制整備・その他）

第3回 計画策定委員会	令和4年（2022） 3月14日（月）	・保存活用計画の骨子案（計画策定の沿革・目的、 史跡の概要、史跡の価値、現状と課題）
第4回 計画策定委員会	令和4年（2022） 7月21日（木）	・奈良古墳群保存活用計画中間報告（加筆・修 正）・測量成果等について ・奈良古墳群名称対比表と池田村史掲載の七五 三木氏調査古墳の概要について ・奈良古墳群保存活用計画第5章以降の構成に ついて
第5回 計画策定委員会	令和4年（2022） 10月20日（木）	・第4章 現状と課題について ・第5章 計画の大綱について ・第6章 保存（保存管理）について ・第7章 活用について ・第8章 整備について
第6回 計画策定委員会	令和5年（2023） 1月25日（水）	・第9章 運営・体制の整備について ・第10章 施策の実施計画の策定・実施について ・第11章 経過観察について ・パブリックコメントの概要について

※パブリックコメントの期間（令和5年2月15日～令和5年3月16日）

第5節 他の計画との関係

本計画は、「沼田市第六次総合計画」、「沼田市教育施策の大綱」を上位計画とし、その他先行する「沼田公園長期整備構想」、「群馬県文化財保存活用大綱」等の関連計画と整合を図りながら定めることとする。

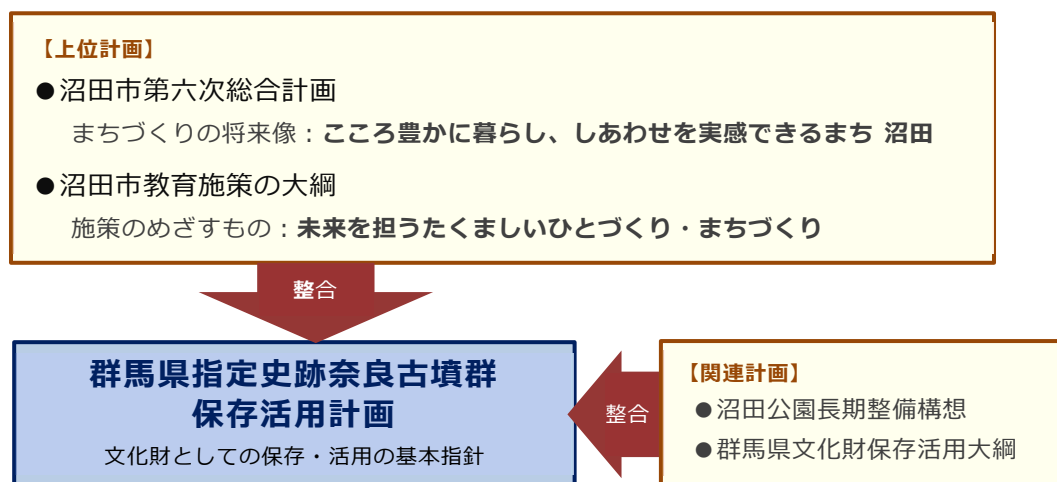


図2 群馬県指定史跡奈良古墳群保存活用計画の位置づけ

（1）上位計画

①沼田市第六次総合計画（計画期間：平成29年度～令和8年度）

沼田市の行政運営の基本指針となる「沼田市第六次総合計画」は、

- 1 沼田の風土を育んできた豊かな自然の保全と歴史・文化の継承

2 誰もがこころ豊かな暮らしを実感でき、元気で誇りと愛着の持てるまちの実現

3 市民が主役の市政運営と市民と力を合わせる市政の推進

の3つをまちづくりの理念とし、まちづくりの将来像「こころ豊かに暮らし、しあわせを実感できるまち 沼田」を掲げている。その将来像を実現するために、まちづくりの方向と施策の具体的展開を示している。

文化財の保護と活用に関する基本施策は、「第3章 教育・文化 ～未来を担うたくましいひとづくり・まちづくり」の「第3節 文化・芸術活動を創造します（文化・芸術）」に含まれる。

現在は、「沼田市第六次総合計画」のもとで、奈良古墳公園として整備に着手する前の維持管理（草刈りや花植えなど）を実施している。

＜施策の大綱＞	
1. ふれ合いと支え合いの健やかなまちづくり	
2. 人と自然にやさしい持続可能なまちづくり	
3. 未来を担うたくましいひとづくり・まちづくり	
4. 歴史・文化が息づく自然ゆたかなまちづくり	
5. ブランド力と交流による元気創造のまちづくり	
6. 市民協働のまちづくり	

②沼田市教育施策の大綱（平成29年度～令和5年度）

沼田市教育施策の大綱は、沼田市の教育、学術及び文化等の振興に関する施策の基本的な方針を定めたものである。第六次総合計画における施策のひとつ「未来を担うたくましいひとづくり・まちづくり」を目指している。

（2）関連計画

①沼田公園長期整備構想（沼田市、平成4年度）

本構想は沼田城址公園（沼田城跡）を中心にした、旧沼田市に所在する文化財整備の方向性を定めた長期的な指針（構想）である。奈良古墳群は奈良古墳公園として、全市野外博物館化計画の古代景観整備エリアの主体としている。

②群馬県文化財保存活用大綱（群馬県教育委員会事務局文化財保護課、令和2年3月発行）

群馬県が県内文化財の保存・活用のための基本的な方針を示したものであり、その中には文化財の保存活用計画作成を推進し、計画的な保存・活用を図るとしている。また、市町村や所有者が行う保存活用事業に対し、必要な情報提供や指導・助言のほか、県の補助制度による財政面の支援も行うこと等が示されている。

第6節 計画の実施

群馬県指定史跡奈良古墳群保存活用計画は、令和5年3月に策定し、令和5年4月1日より発効する。なお、本計画は今後の奈良古墳群の保存・活用の進捗状況を考慮し、必要に応じて見直しを行うものとする。

第2章 群馬県指定史跡奈良古墳群の概要

第1節 指定に至る経過

奈良古墳群は昭和30年の開田事業に伴い、一部が群馬大学尾崎研究室によって発掘調査されたが、小規模な石置き場程度古墳は多くが削平された。その際に、昭和52年に沼田市重要文化財に指定となった奈良古墳群出土品(約280点)が土地所有者によって調査・収集された。出土品指定後の昭和55年8月30日に、主要な古墳を中心として沼田市史跡に指定された。

名 称 奈良古墳群

所 在 地 沼田市奈良町字大平 八幡平

管 理 者 代表者 七五三木哲夫

指定物件 古 墳 群

指定理由 沼田市奈良町字大平、八幡平一帯にはかつて夥しい数にのぼる古墳が存在していた。昭和10年調査による「上毛古墳綜覧」によると、計60基が記録されているが、その後、昭和29・30年に実施された土地改良事業によって多くが失われた。

しかし、現在27基の古墳が存在し、往時の古墳群のありさまを、今日に伝えている。県下各地での大規模開発事業等によって多くの古墳 古墳群が失われてしまった現在、沼田市奈良町に存在する古墳群は、学術研究上非常に貴重なものであり、保護の手をのべ後世に伝えてゆかねばならない大切な文化遺産である。

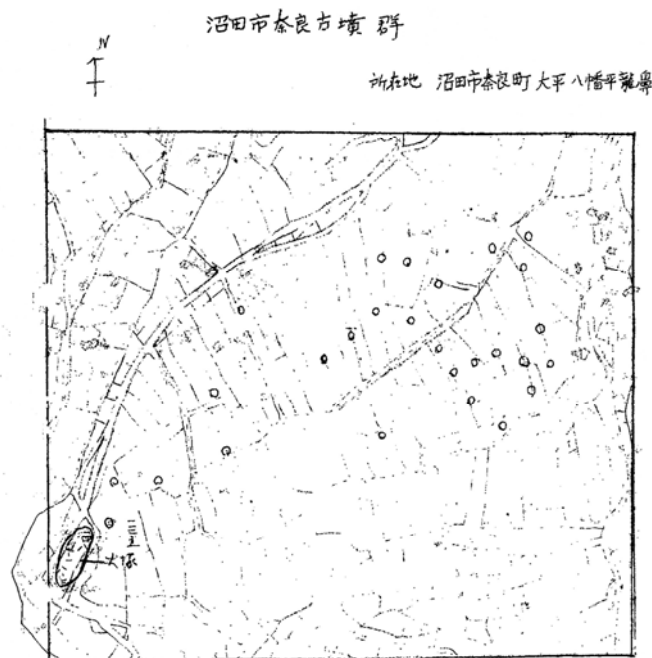


図3 沼田市史跡当時の指定概要

第2節 指定の状況

(1) 指定告示

沼田市は令和元年11月21日付けで、奈良古墳群について群馬県指定史跡指定申請書を群馬県教育委員会に提出した。令和2年2月3日に群馬県文化財保護審議会が開催され、群馬県指定文化財とする答申がなされたのち、令和2年2月21日付けで群馬県報に告示された。

◎群馬県教育委員会告示第1号

群馬県文化財保護条例（昭和51年群馬県条例第39号）第38条第1項の規定により、群馬県指定史跡として次のとおり指定する。

令和2年2月21日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

名称及び員数	所在場所	所有者（管理者）
ならこふんぐん 奈良古墳群 1件	沼田市奈良町字八幡平100番1、同100番3、同100番4、同100番5、同100番6、同100番7、同100番8、同100番9、同100番10の一部、同100番12、同100番13、同100番14、同100番15、同100番16、同100番17、同100番18、同100番20、同100番22の一部、同100番23の一部、同100番24の一部、同110番の一部	沼田市

(2) 指定説明とその範囲

指定種別	史跡（古墳）
名称及び員数	奈良古墳群（ならこふんぐん） 1件
所在場所	沼田市奈良町110番地ほか
所有者	沼田市
1) 由来及び沿革 奈良古墳群は、沼田市奈良町に所在し、薄根川右岸の南向き河岸段丘地形の上段に立地する13基の円墳からなる北毛地区を代表する古墳群である。『上毛古墳綜覧』（昭和13年）には36基の古墳が記載されているが、昭和30年の開田事業に伴い、群馬大学尾崎研究室により調査され、古墳の痕跡と推測されるものも含めて59基の分布が確認された。当時の開田事業により、中核古墳以外の多くの小規模古墳が破壊されたが、昭和55年8月30日に沼田市史跡に指定された。また、出土品280点は昭和52年に市の重要文化財に指定されている。平成11年には古墳群東側主要部分の約3.6万㎡が公有地化された。	

2) 内容

奈良古墳群は、最大規模の7号墳を代表とする直径15～17mの円墳が2基と、11～12mの円墳が5基、10m以下あるいは規模不明の円墳が6基の計13基が残存している。古墳の構造は、石室入口部分を除いて周堀が巡ることが確認されている。古墳の主体部は開口していないものもあるが、全て横穴式石室であると考えられる。

石室の構造には、袖無型（9・10号墳）と両袖型（1～4号墳・7号墳）があり、袖無型と7号墳が長狭である。特に、10号墳の石室は、玄室片側側壁に側室を設けた平面形状が「ト」の字型の希少な構造で、県内では他に、高崎市の1例が知られるのみである。石室の石材は川原石を使用したものが多いが、割石のものもある。

遺物は、^{ちよくとう}直刀・^{てつぞく}鉄鏃などの武器類、^{てつせいづぼあぶみ}鉄製壺釭・^{こんどうせいぎょうよう}金銅製杏葉などの馬具類、須恵器、^{とうす}刀子などがある。注目されるのは馬具類及び武器類が充実している点で、古墳群を形成した集団は馬の生産に関わっていた可能性が高く、軍事的な側面も見られる。古墳は全て榛名山軽石層（6世紀中頃の噴火）の上に造られており、いずれの古墳も埴輪をもたないことから、古墳群の年代は7世紀代（古墳時代終末期）と考えられる。

3) 種類と数量

古墳群 1件

4) 指定理由

本県には約1万3千基を越える古墳が造られていたが、大半は、直径が10～15mの小型円墳である。このような小型円墳がまとまっている古墳群を群集墳と呼んでいるが、戦後の開発により、その多くが消滅してしまっている。県内では、前方後円墳のような大型古墳は数多く指定されてきたが、群集墳の県指定史跡はこれまでになかった。

奈良古墳群は、保存状態が良好な北毛（利根・沼田）地区を代表的する群集墳である。7世紀に入って突如として形成され、馬具の副葬が顕著であることは、当地でこの時期に馬生産が一段と拡大していたことを物語っている。奈良古墳群は、古代群馬の馬生産の展開を示す重要な群集墳であり、県内の古墳時代終末期の歴史を知る上で欠かせない学術的価値の高い史跡といえる。

〔指定基準〕

群馬県指定史跡名勝天然記念物の指定基準の1（1）に該当する。

第6 群馬県指定史跡名勝天然記念物の指定基準

1 史跡

（1） 貝塚、集落跡、古墳その他これらに類する遺跡



図4 群馬県史跡奈良古墳群指定範囲図

(3) 沼田市指定史跡の解除

令和2年2月21日付けで、奈良古墳群が群馬県史跡に指定されたことに伴い、同日付けで沼田市史跡奈良古墳群は指定解除となった。

なお、奈良古墳群の西側は、平成11年度の土地改良事業工事と、それに伴う複数の古墳（石置き場程度）の発掘調査に先立ち、沼田市史跡の一部指定解除の手続きに遺漏があったことから、令和2年2月21日に併せて行った。

第3節 指定に至る調査成果

(1) 調査履歴

①昭和10年(1935)の分布調査

群馬県が昭和10年(1935)に実施した県下全域を対象にした一斉古墳調査の結果、奈良古墳群では古墳36基の存在が確認された。その成果は『上毛古墳綜覧』として刊行された(群馬県1938)。

表3 上毛古墳綜覧掲載の奈良古墳群(池田村第六號から第四一號まで該当)

古墳番号	形状	現状	所在地(大字・字・番地)	規模(大きさ・高さ)	備考
第六號	圓型	芝地	奈良 八幡平 99	30 尺 8 尺	槨石アリ
第七號	同	石置場	同 同 99 100	33 尺 7 尺	積石アリ
第八號	同	同	同 同 99 100 102	26 尺 5 尺	積石アリ
第九號	同	同	同 同 102	43 尺 8 尺	積石アリ 槨石アリ
第一〇號	同	同	同 同 100 101 102	66 尺 13 尺	積石アリ 石槨開口ス
第一一號	同	畑	同 同 103 104	33 尺 40 尺 8 尺	石槨一部存ス
第一二號	同	石置場	同 同 105	40 尺 8 尺	石槨一部存ス
第一三號	同	芝地	同 同 106 其他	34 尺 13 尺	石槨開口ス 長 19 尺 間口 4 尺
第一四號	同	同	同 同 104 其他	33 尺 10 尺	
第一五號	同	同	同 同 107 其他	33 尺 13 尺	
第一六號	同	草山	同 大平 358 其他	26 尺 11 尺	巨石アリ
第一七號	同	畑	同 八幡平 101 其他	19 尺 5 尺	積石アリ
第一八號	同	同	同 大平 348 其他	20 尺 3 尺	積石アリ
第一九號	同	同	同 同 343	19 尺 5 尺	積石アリ
第二〇號	同	同	同 同 340 其他	13 尺 3 尺	積石アリ 石槨ノ一部アリ
第二一號	同	同	同 同 339 其他	16 尺 3 尺	積石アリ
第二二號	同	同	同 太平 333 其他	19 尺 7 尺	積石アリ
第二三號	同	芝地	同 同 340	19 尺 3 尺	槨石アリ
第二四號	同	同	同 龍ノ鼻 甲 135 其他	不詳	
第二五號	同	同	同 太平 339	16 尺 6 尺	
第二六號	同	畑	同 同 339	19 尺 11 尺	積石アリ
第二七號	同	同	同 同 340 其他	10 尺 4 尺	積石アリ
第二八號	同	石ノ山	同 同 340 其他	18 尺 5 尺	
第二九號	同	同	同 同 343 345	18 尺 5 尺	
第三〇號	同	同	同 同 345 346	11 尺 3 尺	
第三一號	同	同	同 同 348 350	13 尺 4 尺	葺石存ス
第三二號	同	同	同 同 350 351	20 尺 7 尺	葺石存ス
第三三號	同	石置場	同 同 351 其他	19 尺 7 尺	
第三四號	同	同	同 同 352 其他	18 尺 7 尺	
第三五號	同	同	同 同 352 355	18 尺 4 尺	
第三六號	同	同	同 同 352 其他	11 尺 4 尺	
第三七號	同	同	同 同 355 其他	19 尺 4 尺	
第三八號	同	同	同 同 359 其他	15 尺 4 尺	
第三九號	同	同	同 同 359 其他	15 尺 6 尺	
第四〇號	同	同	同 同 359 其他	16 尺 5 尺	
第四一號	同	同	同 同 357 其他	10 尺 2 尺	

出典：上毛古墳綜覧(群馬縣史蹟名勝天然紀念物調査報告書 第五輯)昭和13年3月

②昭和 30 年（1955）の調査 1

群馬大学学芸学部史学（尾崎喜左雄）研究室が、土地改良事業に伴い古墳 6 基（イ・ヤ・ソ・ヲ・カ・ワ号古墳）を発掘調査した。調査した古墳は、全て小円墳で横穴式石室を有する。東側のイ号古墳は袖無型であるが、他の 5 基は両袖型石室である。石室から出土した副葬資料は、直刀・刀子・鉄鏃などの武器類、轡・鐙・鉸具などの馬具類、玉類や耳環などの装身具類が存在する。

馬具資料に優品が存在し、カ号古墳からは 1 双の鉄製壺鐙とこれに付随する鉄製鉸具、ソ号古墳からは、特色ある鉄製轡と鐙の釣手金具である銅製鉸具とそれに付随する金銅製帯先金具である。古墳の分布調査も合わせて実施され、60 基が確認された（田島桂男 1981）。

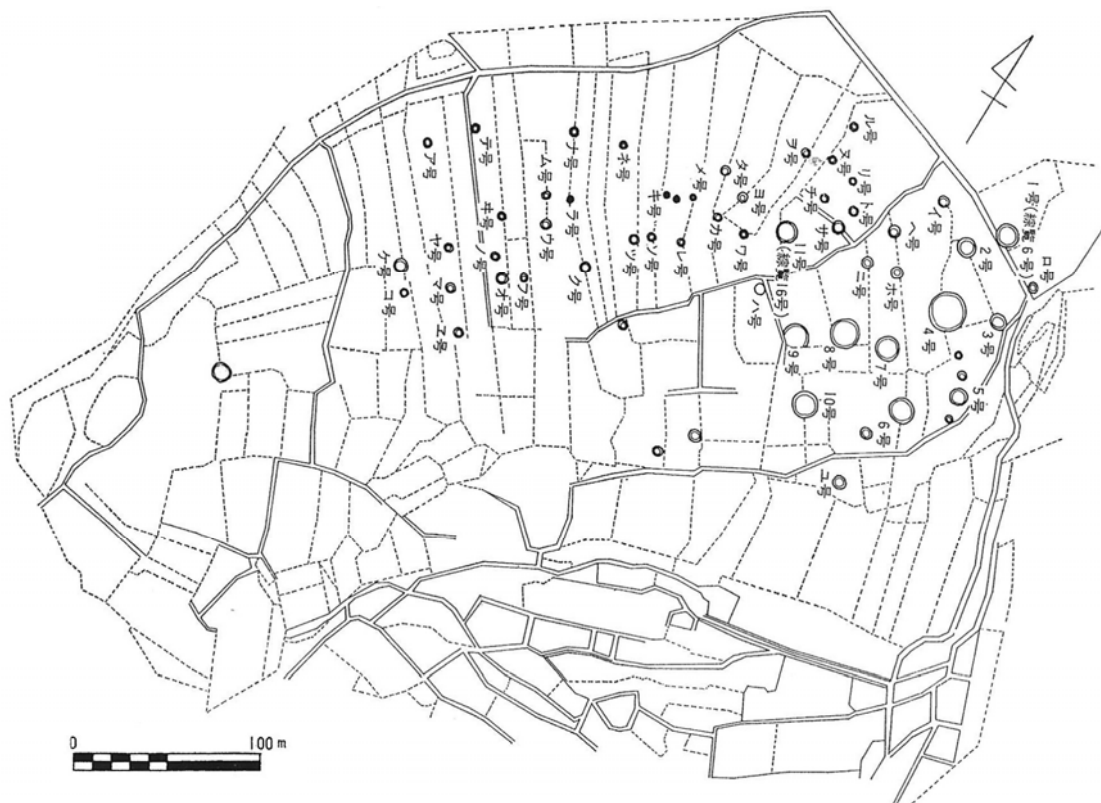


図5 奈良古墳群の古墳分布図（昭和 30 年 群馬大学尾崎研究室）

③昭和 30 年（1955）の調査 2

七五三木滝之助氏（奈良古墳群の地権者の一人）が、土地改良事業に伴い、群馬大学の発掘調査対象となった古墳以外で、七五三木氏の所有地（主に 1 号古墳の北東側）の古墳 14 基を発掘調査した。この内、6 基の古墳については石室の図面や墳丘の略図を作成した。出土遺物は 300 点ほど存在し、刀装具（鏢や責金具等）や刀子・鉄鏃・弓筈などの武器類、鞍金具（鞍金具・鉸具）や鐙金具（鉸具付兵庫鎖・留金具）や杏葉・帯飾金具などの馬具類、玉（勾玉・管玉・切子玉など）や耳環などの装身具類など多岐にわたる。調査の概要は、「奈良の古墳時代」として概要が『池田村史』に掲載された（池田村史編纂委員会 1964）。

馬具の杏葉を始めとする毛彫りの金銅製飾金具が多く存在し、大きな特徴として認められる。

これら出土遺物は奈良古墳群出土品として沼田市重要文化財（昭和52年5月30日指定）に指定された（梅澤重昭 1995b）。

表4 池田村史掲載の奈良古墳群

古墳番号	所在地番	位置関係	現況（調査時）	石室規模（cm）	副葬資料
第一号古墳	大平 359	同地番中央	直径4mの円形石置場	両袖型 全長420 長（玄室240 羨道180） 幅（玄室奥壁80 羨道79） 高（玄室140 羨道60） 天井石5（玄室2 中1 羨道2）	勾玉11（硬玉9、碧玉1、滑石1）、切子玉5（水晶）、管玉3（翡翠）、丸玉11（滑石） 金銅製品（小形耳環9、飾金具17、杏葉1、鞘金具4、円盤1） 鉄製品（鏝2、鞘金具3、足金具2、尾錠1、鎌21） 携帯用砥石1
第二号古墳	大平 359	第一号古墳西北約20m	直径3.5mの円形石置場	両袖型 全長385 長（玄室275 羨道110） 幅（玄室奥壁120 羨道75） 高（玄室170 羨道90） 天井石6（玄室2 中2 羨道2）	鉄製品（鏝1、鎌16） 弓筈1
第三号古墳	八幡平 101	第一号古墳南東約30m	直径5m 天井石露出	袖無型 全長450 長（玄室270 羨道180） 幅（玄室奥壁150 羨道70） 高（玄室180 羨道80） 天井石5（玄室2 中1 羨道2）	勾玉3（硬玉）切子玉1（水晶） 管玉1（翡翠） 金銅製品（耳環2） 弓金具1 鉄製品（耳環2、鎌10、小刀子2、鏝1、鞘金具1、尾錠1）
第四号古墳 入口前に放射状石列	大平 359	第一号古墳南約15m	直径8mの楕円形石置場	両袖型 全長340 長（玄室210 羨道130） 幅（玄室奥壁90 羨道70） 高（玄室180 羨道80） 天井石5（玄室2 中1 羨道2）	勾玉30 切子玉22 管玉6 丸玉56 小玉30 金銅製品（刀子1、小形耳環3、飾金具48、杏葉1） 鉄製品（鎌14） 弓金具4
第五号古墳	大平 359	第一号古墳西約20m 第四号古墳北約10m	径5mの円形石置場	両袖型 全長380 長（玄室200 羨道180） 幅（玄室奥壁90 羨道80） 高（玄室60 羨道60） 天井石	鉄製品（鎌2、鏝1）
第六号古墳趾	大平 359	第一号古墳北約10m	畑の地下から発見	竪穴系か 長（200）幅（50）深（30）	鉄製品（鎌3）
第七号古墳趾	大平 359	第一号古墳東北約10m	畑の地下から発見	竪穴系か 長（200）幅（50）深（30）	鉄製品（轡1）
第八号古墳趾	大平 359	第二号古墳南5m	畑の地下から発見	竪穴系か 長（200）幅（50）深（30）	
第九号古墳趾	大平 359	第二号古墳東15m	畑の地下から発見	小規模の横穴式石室	
第一〇号古墳趾	大平 359	第九号古墳南10m	畑の地下から発見	小規模の横穴式石室	
第一一号古墳趾	大平 359	第一〇号古墳南10m	畑の地下から発見	小規模の横穴式石室	
第一二号古墳趾	大平 359	第四号古墳南7m	畑の地下から発見	石室未確認（基礎有り）	勾玉1
第一三号古墳趾	大平 359	第一二号古墳東5m	畑の地下から発見	小規模の横穴式石室	
第一四号古墳	八幡平 99	第三号古墳東30m	昭和30年群大調査	群大イ号古墳	
第一五号古墳	八幡平 101-105	第三号古墳東南25m		小規模の横穴式石室か 玄室長150 幅100	

◎壁石の下（石積みの間）から副葬資料が出土

第一号古墳（羨道入口左積石下） 金銅製杏葉（金銅冠の前立と記述）が出土。

第四号古墳（玄室入口左積石下） 金銅製杏葉（金銅冠の前立と記述）、勾玉が出土。

（羨道入口右積石下） 金銅製飾金具（金銅冠の金具と記述）、鉄鎌2本が出土。

◎石室内からは須恵器は出土していない。

④昭和 51 年（1976）の調査

群馬県教育委員会県史編さん室が、群馬県史編さん基礎調査資料のため群馬県内で 2 例しか類例の無い側壁片側に「ト」状に側室を持つ石室を有する『上毛古墳綜覧』池田村 6 号墳（現 10 号墳）の石室実測図を作成した（群馬県史編さん委員会 1981）。

⑤平成 4・5 年（1992・1993）の調査

沼田市教育委員会と群馬大学教育学部梅澤重昭研究室が現存する古墳 16 基の墳丘実測調査を実施した。このうち横穴式石室が開口している 5 基について、石室付近及び内部を一部発掘調査して石室実測調査を実施した。最大の古墳（現 7 号古墳）は墳丘径約 15m、高さ 3.5m、石室全長 7.3m を測った。石室内から遺物は検出されなかった（梅澤重昭 1995 a）。

⑥平成 11 年（1999）の調査

沼田市教育委員会が、県営土地改良事業に伴い古墳群の西側（県指定地の西側）に散在する小規模古墳 9 基を発掘調査した。調査した古墳の墳丘は大きく平夷されていたが、うち古墳 4 基は天井石の一部が現存しており、石室の残存状況が比較的良好であった。いずれも径 10m 前後の円墳で、主体部は両袖型横穴式石室である。出土遺物は玉類が少ないものの、直刀・刀装具・刀子・鉄鏃などの武器類、轡・鐙釣金具・帯金具などの馬具類をはじめ、墳丘周囲から須恵器が多く出土した。特に 13 号古墳石室出土の鉄製轡とそれを馬の頭部などに固定する繫（革帯）に装着されたと推測される複数の金銅製飾り金具のセットが注目される。須恵器は小～大型の甕などのほか、有蓋短頸壺や坏類が多く出土した。埴輪は全く出土していない（小池雅典 2001）。

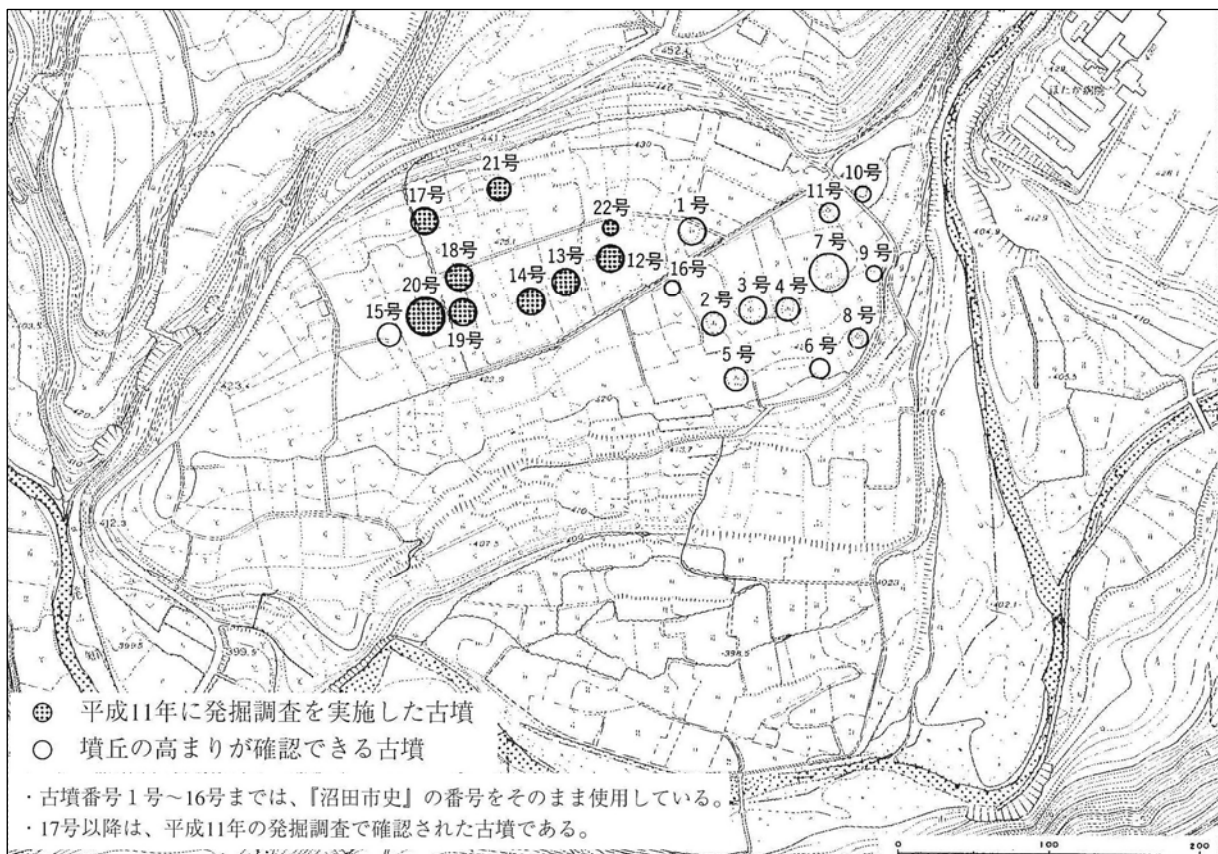


図6 奈良古墳群の古墳分布図（平成 11 年 沼田市教育委員会 一部加工編集）

表5 調査古墳計測一覧表

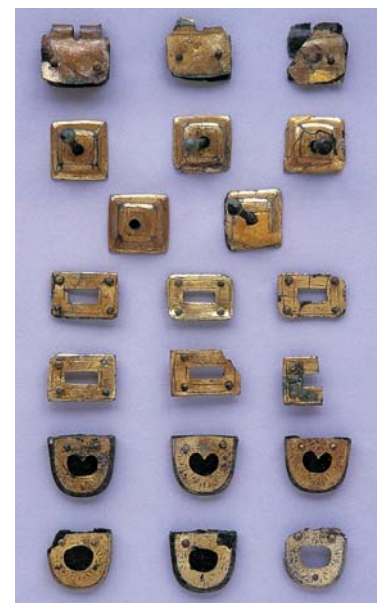
古墳番号	綜覧番号	群大番号	墳形	直径(m)	石室(型式)	石室開口方向	石室全長(cm)	玄室寸法(cm)	羨道寸法(cm)	石室の特徴	副葬資料 須恵器
12号	池田村 34号 又は36号	レ号	円	8.8	横穴式 両袖型	S-3° -W	417	長 218 幅 137 高 137	長 199 幅 86 高 77	楣石 前庭 扉石 胴張	武器類(直刀1、刀装具8、刀子6、鉄鏃7) 須恵器9
13号	池田村 31号	ツ号	円	9.5	横穴式 両袖型	S-16° -E	465	長 246 幅 163 高 141	長 219 幅 86 高 83	楣石 砦形	武器類(刀装具2、刀子3、鉄鏃7) 馬具類(轡1、飾金具20) 須恵器2
14号	池田村 30号	ク号	円	8.6	横穴式 両袖型	S-6° -W	338	長 196 幅 77 高 —	長 142 幅 82 高 —	胴張	武器類(刀子4、鉄鏃9) 馬具類(鍔1、他3)
17号	池田村 26号	テ号	円	7.9	横穴式 両袖型	S-13° -W	435	長 225 幅 137 高 146	長 210 幅 87 高 90	楣石 砦形 胴張	須恵器 3
18号	—	キ号	—	—	—	S-30° -W	—	長 — 幅 — 高 —	長 — 幅 — 高 —	胴張	武器類(刀装具3、刀子5、鉄鏃20)
19号	—	ノ号	—	—	横穴式 両袖型	S-30° -W	(345)	長 208 幅 120 高 —	長 137 幅 77 高 —		武器類(直刀1、刀子5、鉄鏃18) 須恵器1
20号	池田村 21号	ヤ号	円	11.2	横穴式 両袖型	S-43° -W	(477)	長 (259) 幅 157 高 —	長 218 幅 89 高 —	(楣石) 砦形	武器類(刀装具1、刀子1、鉄鏃5) 馬具類(飾金具1) 須恵器6
21号	池田村 30号	ナ号	円	6.6	横穴式 両袖型	S-13° -E	382	長 195 幅 140 高 —	長 187 幅 95 高 70	楣石 砦形 胴張	武器類(直刀2、刀装具4、刀子5、鉄鏃14) 須恵器21
22号	池田村 33号	メ号	—	—	横穴式 両袖型	S-35° -W	(380)	長 (205) 幅 129 高 —	長 175 幅 — 高 —	胴張	武器類(刀子1、鉄鏃6) 装身具類(小玉15) 須恵器2

・() 内数値は現存部分

・玄室寸法、羨道寸法、ともに中央部の実測値



奈良古墳群西側 平成11年(1999)調査区全景 上が北



13号墳出土金銅製飾金具(保存処理後)

⑦平成 16 年（2004）の調査（第 1 次試掘確認調査）

沼田市教育委員会が、保存区域の 1 号古墳から北側を対象に確認調査を行った。水田に造成されて現況では確認できないものの、昭和 30 年（1955）に群馬大学が行った古墳分布調査で標示された小古墳の痕跡が地中に埋もれている可能性があるため。確認調査を実施したところ、石室の根石等を中心に、10 基分の古墳痕跡を検出した。なお、第 1 次試掘確認調査以降、（仮称）奈良古墳公園古墳調査準備検討委員会（委員長：水田稔氏）の指導のもと実施した。

⑧平成 16 年度調査（第 2 次試掘確認調査）

保存目的の確認調査。保存区域の東側部分を中心に、沼田市教育委員会が実施した。10 号古墳の南側で石室根石を北側で墳丘関係の石列を検出した（宮下昌文 2007）。

調査期間：平成 17 年（2005）3 月 3 日～3 月 28 日 調査面積：770 m²

⑨平成 17 年度調査（第 3 次試掘確認調査）

保存目的の確認調査。保存区域の中央から南寄りの範囲を対象に、沼田市教育委員会が実施した。2 号古墳から 11 号古墳が良好に分布残存し、主にそれら古墳の間に未確認古墳の存在するかどうかを確認した。存在を確認できたのは群大イ号（H）古墳で、群馬大学が発掘調査を実施した時点より破壊が進んでいたものの石室が残存しており、北側には墳丘根石が確認された。ほかの部分では明確な古墳痕跡は確認できなかった（宮下昌文 2007）。

調査期間：平成 17 年（2005）9 月 15 日～11 月 17 日 調査面積：2,800 m²

⑩平成 18 年度調査（第 4 次試掘確認調査）

（仮称）奈良古墳公園整備事業に係る試掘調査を補足するために、第 4 次試掘調査を実施した。最も北側のル号古墳は、石室本体の側壁石、奥壁石、裏込め石などが地中に残存していることが確認できた。また 1 号古墳、10 号古墳、ヌ号古墳、タ号古墳では、南側の石室出入り口付近を除き、浅い周堀が存在していること、各古墳とも榛名山二ツ岳軽石降下後に築造され、一部周堀から須恵器が出土したことを確認できた。なお、1 号古墳は旧農道により墳丘の一部が削られていることが判明した。

調査期間：平成 18 年（2006）11 月 8 日～12 月 13 日 調査面積：165 m²

⑪群馬県古墳総合調査（平成 24 年度から平成 27 年度まで）

群馬県を代表する歴史文化遺産である「古墳」の総合調査が 4 年間実施され、その成果は「群馬県古墳総覧」として平成 29 年（2017）に刊行された。奈良古墳群においては、消滅した古墳も含め 63 基が一覧表に掲載された。

参考文献

- 群馬県 1938『上毛古墳綜覧 群馬県史蹟名勝天然記念物調査報告書』第 5 輯、群馬県
池田村史編纂委員会 1964. 11「前編第 2 章 郷土の変遷（2）古墳時代」『池田村史』p 33～41
田島桂男 1981「奈良古墳群」『群馬県史』資料編 3 原始古代 3（古墳）、群馬県
群馬県史編さん委員会 1981「調査古墳一覧」『群馬県史』資料編 3 原始古代 3（古墳）、群馬県
梅澤重昭 1995 a「奈良古墳群」『沼田市史』資料編 I 原始古代・中世、沼田市
梅澤重昭 1995 b「七五三木家所蔵奈良古墳群出土遺物」『沼田市史』資料編 1 原始古代中世、沼田市
小池雅典 2001『奈良古墳群』沼田市教育委員会
宮下昌文 2007『奈良古墳群 確認調査』沼田市教育委員会
群馬県教育委員会事務局 2017『群馬県古墳総覧』、群馬県



図7 奈良古墳群試掘確認調査全体図 (S=1:1500)

(2) 調査のまとめ（奈良古墳群の特徴）

①古墳群の古墳分布状況と石室から見た古墳築造の推移

昭和 30 年（1955）の群馬大学尾崎研究室が作成した奈良古墳群の古墳分布図によれば、規模の大きな古墳は河岸段丘東側に集中している。実際に発掘調査された段丘中央から北側の傾斜地に分布していた古墳の調査結果からも、その傾向を知ることができる。

東側に現存する古墳から出土した遺物が不明なことから、古墳築造の変遷は石室の特徴からうかがえる。古墳群東側に袖無型石室を有する古墳が集中し、中央から西側にかけて後出の両袖型石室を有する古墳の分布が見られることから、古墳の築造は 7 世紀に東側から始まり中央から西側にかけ拡大していったことが知られている。

②墳丘及び周堀

県史跡指定地内に現存する中核古墳の墳丘規模は、直径 15～17m 内外と想定される 2 基の古墳（7 号墳、3 号墳）と、直径 11～12m 内外と想定される 5 基の古墳（1 号墳、2 号墳、4 号墳、5 号墳、6 号墳）が主体を占めている。墳丘規模不明の古墳及び直径 10m 以下と想定される小規模な古墳 6 基（8 号墳、9 号墳、10 号墳、11 号墳、タ号墳）を併せ、地上には全 13 基が確認できる。同古墳群内の他の古墳の発掘調査例から推測すると、これらの古墳も円墳と推定され、各古墳のトレンチ調査などの結果から、石室出入口付近を除き、周囲に周堀が巡っている古墳が多いと考えられる。



2 号古墳葺石・周堀検出状況（北から）
平成 17 年度第 3 次調査

③主体部

県史跡指定地内に現存する古墳の主体部は、開口していない古墳もあるが、全て横穴式石室であると考えられる。使用される石材は、川原石の転石を使用しているものが多いが、割り石も使用している。

石室の平面形は袖無型（9 号墳・10 号墳）と両袖型（1 号墳～4 号墳・7 号墳）が存在する。袖無型石室は玄室が長狭で、その特徴は 7 号墳にも共通する。10 号墳の石室は玄室片側側壁に直角に側室を設けた希少な石室構造で、群馬県内でも他には高崎市のお春名古墳の 1 例が知られているのみである。7 号墳は全長約 7.3m と古墳群中最も長大な石室を有している。

1 号・2 号の両袖型石室は、玄室の奥行きはやや短いものの高さ幅とも羨道規模の約 2 倍程あり、ほぼ似た構造となっている。

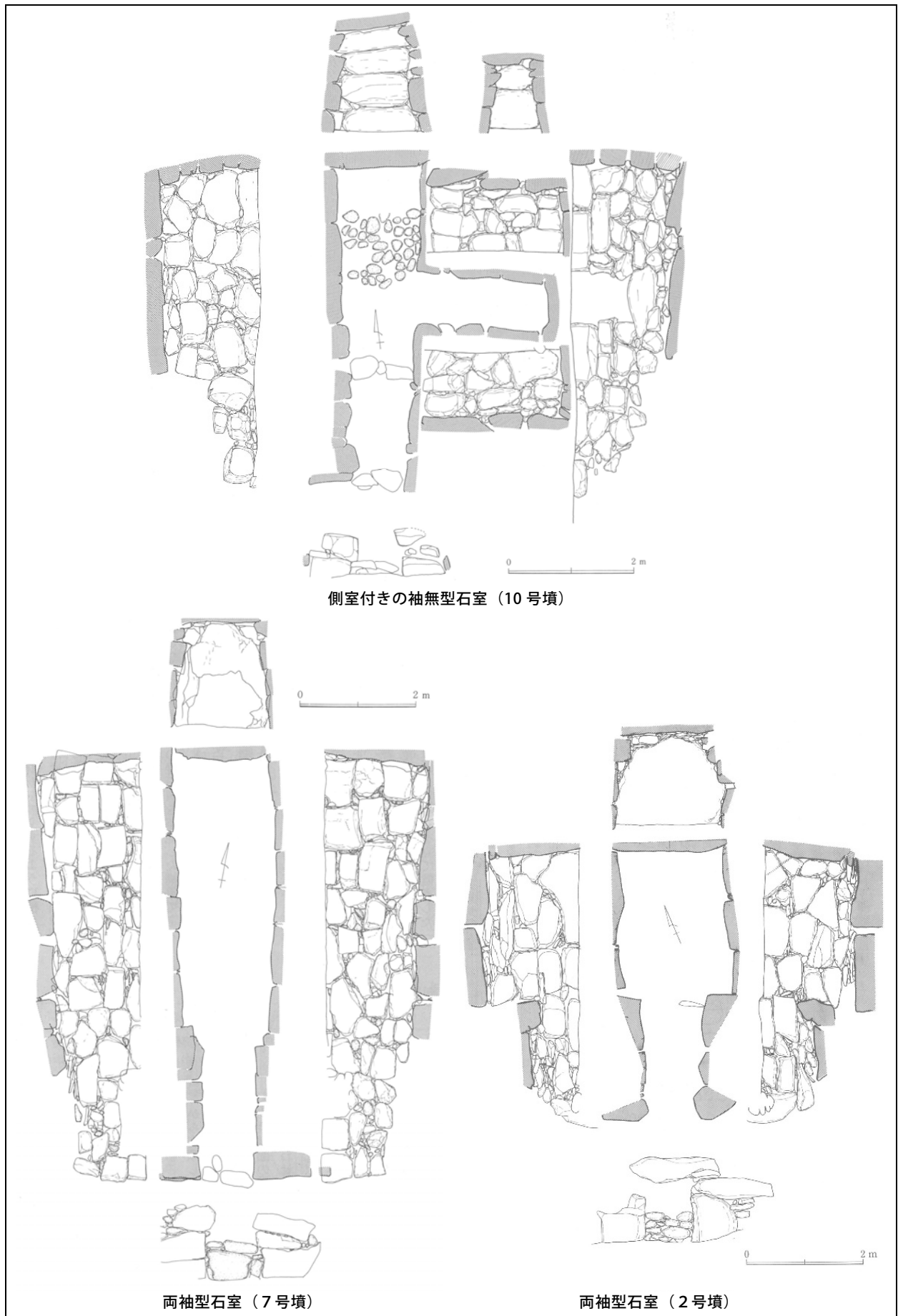


図8 石室平面形の主な種類

④副葬品等出土遺物

指定地内の 13 基の古墳の石室は、未調査のものと盗掘されたものが混在しており、盗掘された古墳の副葬品についての詳細は不明である。過去に発掘調査等を経て取り壊された古墳からは、良好な出土資料の存在が知られている。特に地元の個人が所有する奈良古墳群出土資料の刀装具（鏢や責金具等）や刀子・鉄鏃・弓箭などの武器類、鞍金具（鞍金具・鉸具）や鐙金具（鉸具付兵庫鎖・留金具）や杏葉・帯飾金具などの馬具類、勾玉・管玉・切子玉など装身具類など約 380 点が、昭和 52 年（1977）に沼田市の重要文化財に指定されている。

昭和 30 年に群馬大学史学研究室が土地改良事業に伴い発掘調査した際には、石室内から 50 点程の出土資料があり、直刀・刀子・鉄鏃などの武器類、轡・鐙・鉸具などの馬具類、玉類や耳環などの装身具類が存在する。

県史跡地外で、沼田市教育委員会が実施した記録保存による発掘調査では、古墳石室内から、玉類が少ないものの直刀・刀装具・刀子・鉄鏃などの武器類、轡・鐙・鉸具・帯金具などの馬具類をはじめ、墳丘周囲から須恵器が多く出土した。特に 13 号古墳石室出土の鉄製轡とそれを馬の頭部などに固定する繫（革帯）に装着されたと推測される複数の金銅製飾り金具のセットが注目される。

奈良古墳群の調査された古墳からは、馬具類の出土が目立ち、毛彫模様の施された金銅製杏葉や帯金具類が多く、鉄製壺鐙 1 双とこれに付随する鉄製鉸具の存在が特に注目されている。

また、古墳石室外からは、須恵器も多く出土している。器種は小から大型の甕などのほか、有蓋短頸壺や蓋・坏類が多く見られ、底部糸切り無調整段階までの資料が存在する。



金銅製杏葉（沼田市重要文化財）
（鞍をつなぎ止める尻繫（革帯）に取り付ける飾り（馬具））



鉄製壺鐙（群馬大学蔵）
（乗馬した際に足を入れる馬具（後方斜めから））

⑤築造年代及び使用年代

発掘調査された古墳は全て榛名山ニッ岳軽石の降下後の築造で、埴輪を有する古墳が全く無いこと、出土資料も 7 世紀以降の特徴を有することから、古墳群の築造年代は 7 世紀代と想定される。なお、墓前祭祀に使用されたと考えられる須恵器に有蓋短頸壺などが存在することから、使用年代は 8 世紀まで及んだと推測される。



奈良古墳群出土須恵器（12 号墳～22 号墳）

表6 奈良古墳群名称対比表 ※ は県史跡指定の際に記載された古墳

指定地 内/外	暫定 番号	⑦⑧⑨⑩ 沼田市No.	③ 池田村史No.	② 群大No.	① 古墳総覧No.	⑪ 新総覧No.	調査歴	文献等	残存 状況
内	1号墳	1号墳		群大11号	第一六號	沼田1	墳丘残存、 1992・1993年墳丘・石室実測	沼田市史・資料編1	○
内	2号墳	2号墳		群大9号	第一五號	沼田2	墳丘残存、 1992・1993年墳丘・石室実測	沼田市史・資料編1	○
内	3号墳	3号墳		群大8号	第一三號	沼田3	墳丘残存、 1992・1993年墳丘実測	沼田市史・資料編1	○
内	4号墳	4号墳		群大7号	第一二號	沼田4	墳丘残存、 1992・1993年墳丘実測	沼田市史・資料編1	○
内	5号墳	5号墳		群大10号	第一四號	沼田5	墳丘残存、 1992・1993年墳丘実測	沼田市史・資料編1	○
内	6号墳	6号墳		群大6号	第一一號	沼田6	墳丘残存、 1992・1993年墳丘実測	沼田市史・資料編1	○
内	7号墳	7号墳		群大4号	第一〇號	沼田7	墳丘残存、 1992・1993年墳丘・石室実測	沼田市史・資料編1	○
内	8号墳	8号墳		群大5号	第九號	沼田8	墳丘残存、 1992・1993年墳丘実測	沼田市史・資料編1	○
内	9号墳	9号墳		群大3号	第八號	沼田9	墳丘残存、 1992・1993年墳丘実測	沼田市史・資料編1	○
内	10号墳	10号墳		群大1号	第六號	沼田10	墳丘残存、 1992・1993年墳丘・石室実測	沼田市史・資料編1	○
内	11号墳	11号墳		群大2号	第七號	沼田11	墳丘残存、 1992・1993年墳丘実測	沼田市史・資料編1	○
外	12号墳	12号墳		群大レ号	第三四號 or 第三六號	沼田12	1999年沼田市教委発掘調査、 消滅	奈良古墳群	×
外	13号墳	13号墳		群大ツ号	第三一號	沼田13	1999年沼田市教委発掘調査、 消滅	奈良古墳群	×
外	14号墳	14号墳		群大ク号	第三〇號	沼田14	1999年沼田市教委発掘調査、 消滅	奈良古墳群	×
外	15号墳	15号墳		群大ケ号	第二二號	沼田15	墳丘僅か残存、 1992・1993年実測調査	沼田市史・資料編1	○
内	16号墳	16号墳		群大ハ号		沼田16	墳丘僅か残存、 1992・1993年実測調査	沼田市史・資料編1	○
外	17号墳	17号墳		群大テ号	第二七號 or 第二八號	沼田17	1999年沼田市教委発掘調査、 消滅	奈良古墳群 沼田市史・資料編1	×
外	18号墳	18号墳		群大キ号		沼田18	1999年沼田市教委発掘調査、 消滅	奈良古墳群 沼田市史・資料編1	×
外	19号墳	19号墳		群大ノ号		沼田19	1999年沼田市教委発掘調査、 消滅	奈良古墳群 沼田市史・資料編1	×
外	20号墳	20号墳		群大ヤ号	第二一號	沼田20	1955年群大発掘 1999年沼田市教委発掘調査、 消滅	群馬県史・資料編3 奈良古墳群	×
外	21号墳	21号墳		群大ナ号	第三〇號	沼田21	1999年沼田市教委発掘調査、 消滅	奈良古墳群	×
外	22号墳	22号墳		群大メ号	第三三號	沼田22	1999年沼田市教委発掘調査、 消滅	奈良古墳群	×
内	23号墳 タ号	タ号		群大タ号	第三四號	沼田42	2006年沼田市教委試掘、 報告書に図・写真記載なし	奈良古墳群 確認調査	○
内	24号墳	A					2004年沼田市教委試掘、 石室根石等確認	奈良古墳群 確認調査	△
内	25号墳	B					2004年沼田市教委試掘、 石室根石等確認	奈良古墳群 確認調査	△
内	26号墳	C		群大フ号	第三七號	沼田28	1955年群大発掘調査 2004年沼田市教委試掘、 石室根石等確認	群馬県史・資料編3 奈良古墳群 確認調査	△
内	27号墳	D		群大ヨ号		沼田41	2004年沼田市教委試掘、 石室根石等確認	群馬県史・資料編3 奈良古墳群 確認調査	△
内	28号墳	E					2004年沼田市教委試掘、 石室根石等確認	奈良古墳群 確認調査	△
内	29号墳	F					2004年沼田市教委試掘、 石室根石等確認	奈良古墳群 確認調査	△

指定地 内/外	暫定 番号	㉗㉘㉙㉚ 沼田市No.	㉓ 池田村史No.	㉔ 群大No.	㉑ 古墳総覧No.	㉕ 新総覧No.	調査歴	文献等	残存 状況
内	30号墳	G	第五号?	群大ヌ号		沼田 40	2004年沼田市教委試掘、 報告書に図・写真記載なし	奈良古墳群 確認調査	×
内	31号墳	H	第一四号	群大イ号		沼田 26	1995年群大発掘調査 2005年秋市教委試掘、 報告書に図・写真記載なし	群馬県史・資料編3 奈良古墳群 確認調査	△
内	32号墳	I	第四号?	群大チ号		沼田 39	2004年沼田市教委試掘、 報告書に図・写真記載なし	奈良古墳群 確認調査	△
内	33号墳	J					2004年沼田市教委試掘、 石室根石等確認	奈良古墳群 確認調査	△
内	34号墳	K	第一号?	群大リ号?		沼田 36	2004年沼田市教委試掘、 報告書に図・写真記載なし	奈良古墳群 確認調査	×
内	35号墳	L		群大ロ号		沼田 23	2005年春沼田市教委試掘、 石室根石等確認	奈良古墳群 確認調査	△
内	36号墳	M				沼田 24	2005年春沼田市教委試掘、 裏込めの根石等確認	奈良古墳群 確認調査	△
内	37号墳	N		群大カ号		沼田 25・27	1995年群大発掘調査 2005年春沼田市教委試掘、 裏込めの根石等確認 壺甕	群馬県史・資料編3 奈良古墳群 確認調査	△
内	38号墳			群大ワ号		沼田 30	1995年群大発掘調査	群馬県史・資料編3	×
内	39号墳		第三号	群大ヘ号		沼田 32	2004・2005年沼田市教委試掘、 石室に使用された石材散乱を 確認	奈良古墳群 確認調査	△
内	40号墳		第二号?	群大ル号		沼田 37	2006年沼田市教委試掘		△
内	41号墳		第十五号	群大ホ号		沼田 31			○
内	42号墳			群大サ号		沼田 38			×
内	43号墳			群大ト号		沼田 35			×
内	44号墳			群大ニ号		沼田 33			×
内	45号墳			番号無		沼田 54	※群大4号と群大5号の間		×
内	46号墳			番号無		沼田 55	※群大4号と群大5号の間		×
内	47号墳			番号無		沼田 56	※群大5号の南		×
内	48号墳			番号無		沼田 57	※群大6号と群大10号の間		×
内	49号墳		第六号				1955年地権者による発掘調査	池田村史	×
内	50号墳		第七号				1955年地権者による発掘調査	池田村史	×
内	51号墳		第八号				1955年地権者による発掘調査	池田村史	×
内	52号墳		第九号				1955年地権者による発掘調査	池田村史	×
内	53号墳		第一〇号				1955年地権者による発掘調査	池田村史	×
内	54号墳		第一一号				1955年地権者による発掘調査	池田村史	×
内	55号墳		第一二号				1955年地権者による発掘調査	池田村史	×
内	56号墳		第一三号				1955年地権者による発掘調査	池田村史	×
外	57号墳			群大ソ号	第三二號	沼田 29	1995年群大発掘調査、消滅 鏝 銅製鉸具 7C末～8C初	群馬県史・資料編3	×
外	58号墳			群大ネ号		沼田 44			×
外	59号墳			群大ラ号		沼田 45			×
外	60号墳			群大ム号		沼田 47			×
外	61号墳			群大ウ号		沼田 46			×
外	62号墳			群大オ号		沼田 49			×
外	63号墳			群大マ号		沼田 51			×
外	64号墳			群大フ号		沼田 48			×
外	65号墳			群大コ号		沼田 53			×
外	66号墳			群大ア号		沼田 50			
外	67-1号墳 67-2号墳			群大キ号		沼田 43・60			×
外	68号墳			群大エ号		沼田 52			×

※残存状況凡例 ○：墳丘残存 △：地下 ×：消滅もしくは不明

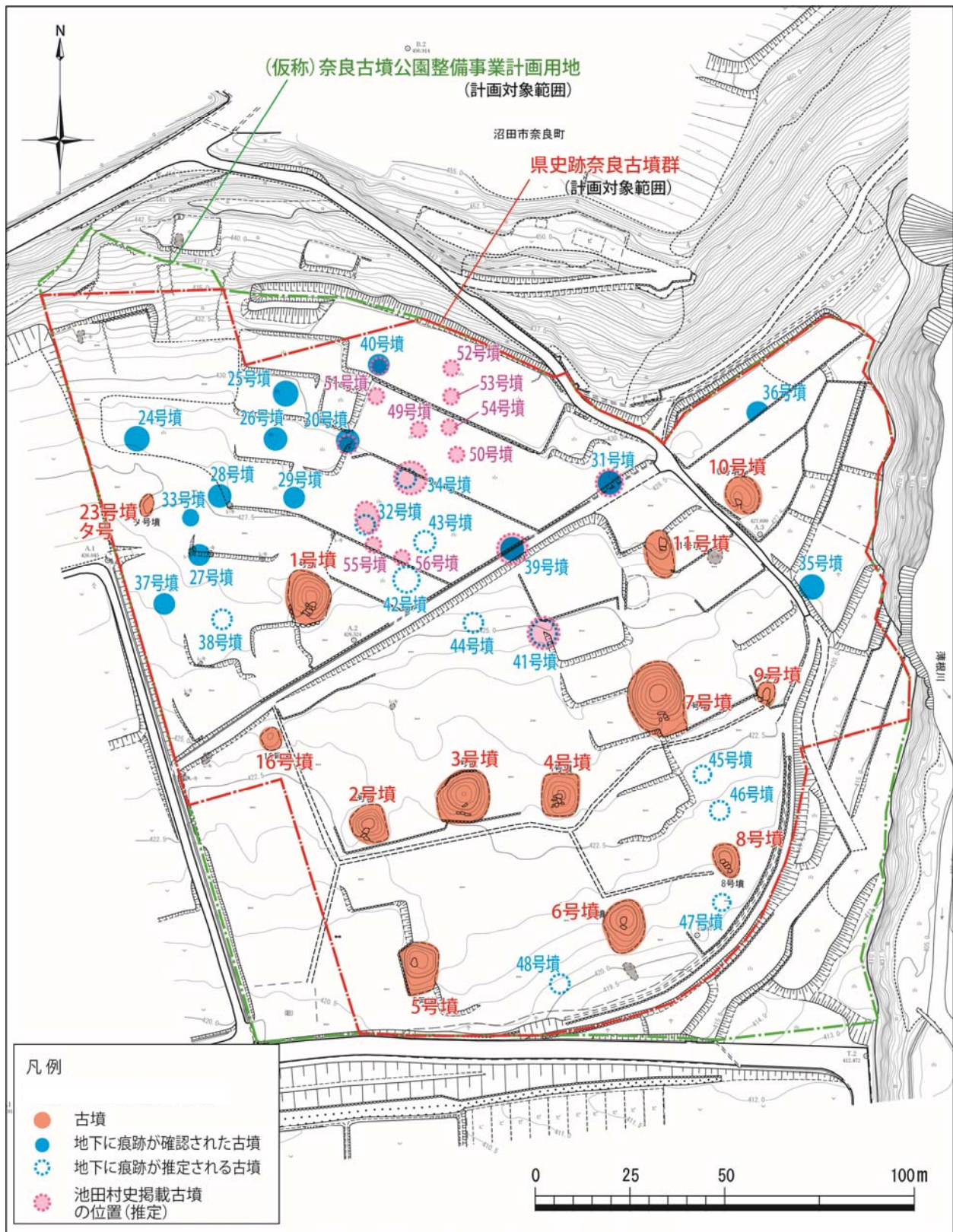


図9 奈良古墳群 調査成果に基づく古墳分布図・通し番号（その1）

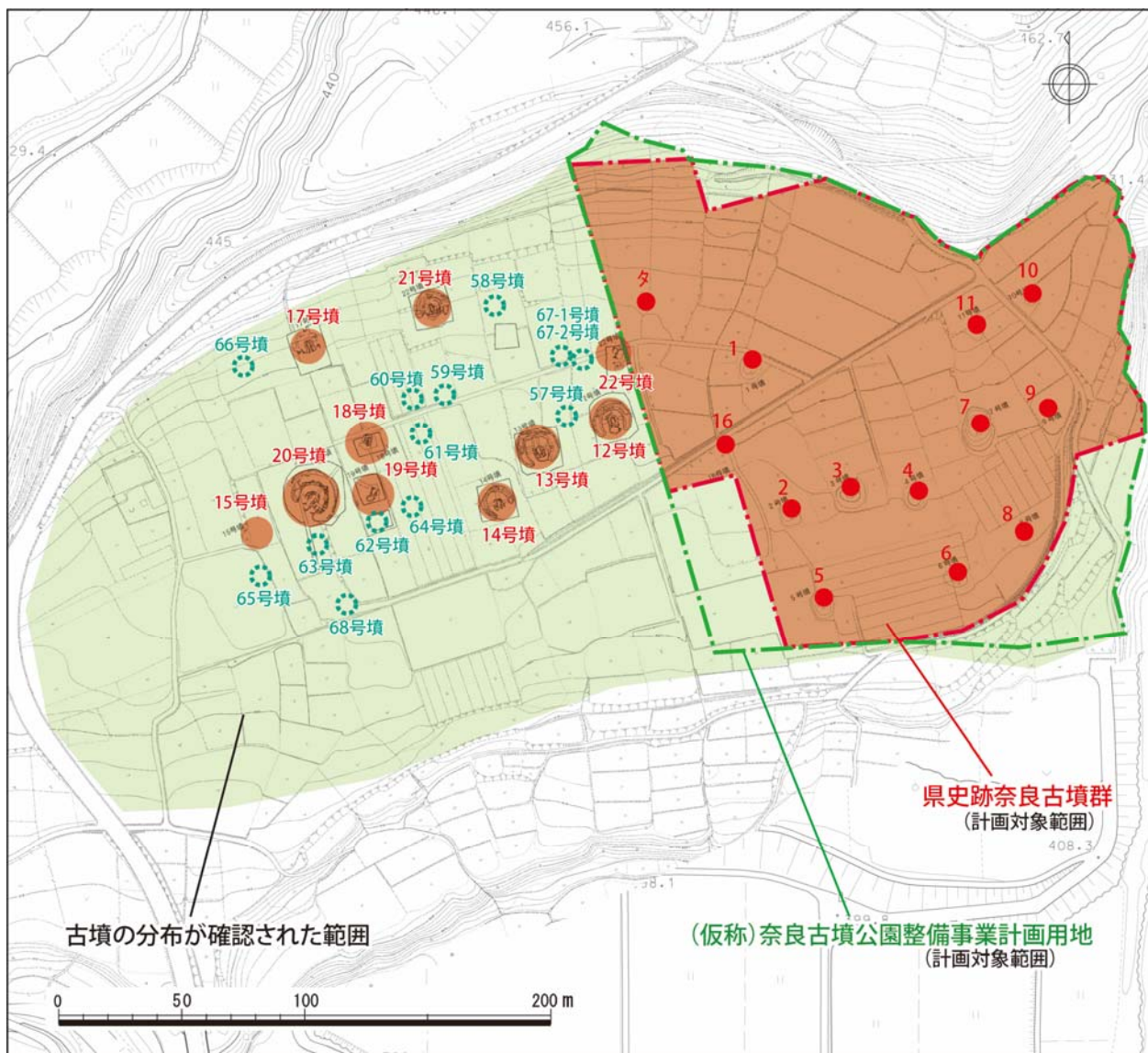


図 10 奈良古墳群 調査成果に基づく古墳分布図・通し番号 (その 2)

第4節 指定地の状況

(1) 指定地の所有と管理

沼田市は、奈良古墳群の主要地域を古墳公園として保存・活用するため、県営中山間地域総合整備事業みくに地区奈良南部工区の土地改良事業に伴い、非農用地約 36,000 m²を公有地化することとした。平成 15 年度に換地された地権者 24 名から沼田土地開発公社が用地買収を行った。その後平成 17 年から 3 カ年かけ沼田市が買い戻した。

現在は沼田市教育委員会が草刈り等の維持管理を行い、公有地内の古墳の保存と公開に努めている。



奈良古墳群の全景（南東から）

(2) 地理的環境

奈良古墳群は、沼田市のほぼ中央に所在する。この地は、武尊山（標高 2,158m）を源流とする薄根川中流域に点在する河岸段丘の一つで、大きく湾曲する同川右岸に発達した南向きの上位段丘面に位置し、北側には最上位段丘の崖が迫っている。左岸側は薄根川によって大きく浸食された急峻な沼田台地の崖（標高 460m）が屏風状に立ち並び、東側は薄根川、西側は南流する薄根川支流の発知川によって区画され、さながら小盆地状を呈している。

古墳群は、標高 420m から 430m で東西約 500m、南北約 200m の最も発達した 3 段目の段丘上に占地しており、分布は中央から東側に濃密である。薄根川からの距離は、最も離れた南側で 250m、比高差は 20m を測る。地理的には、周囲からやや隔絶された場所である。

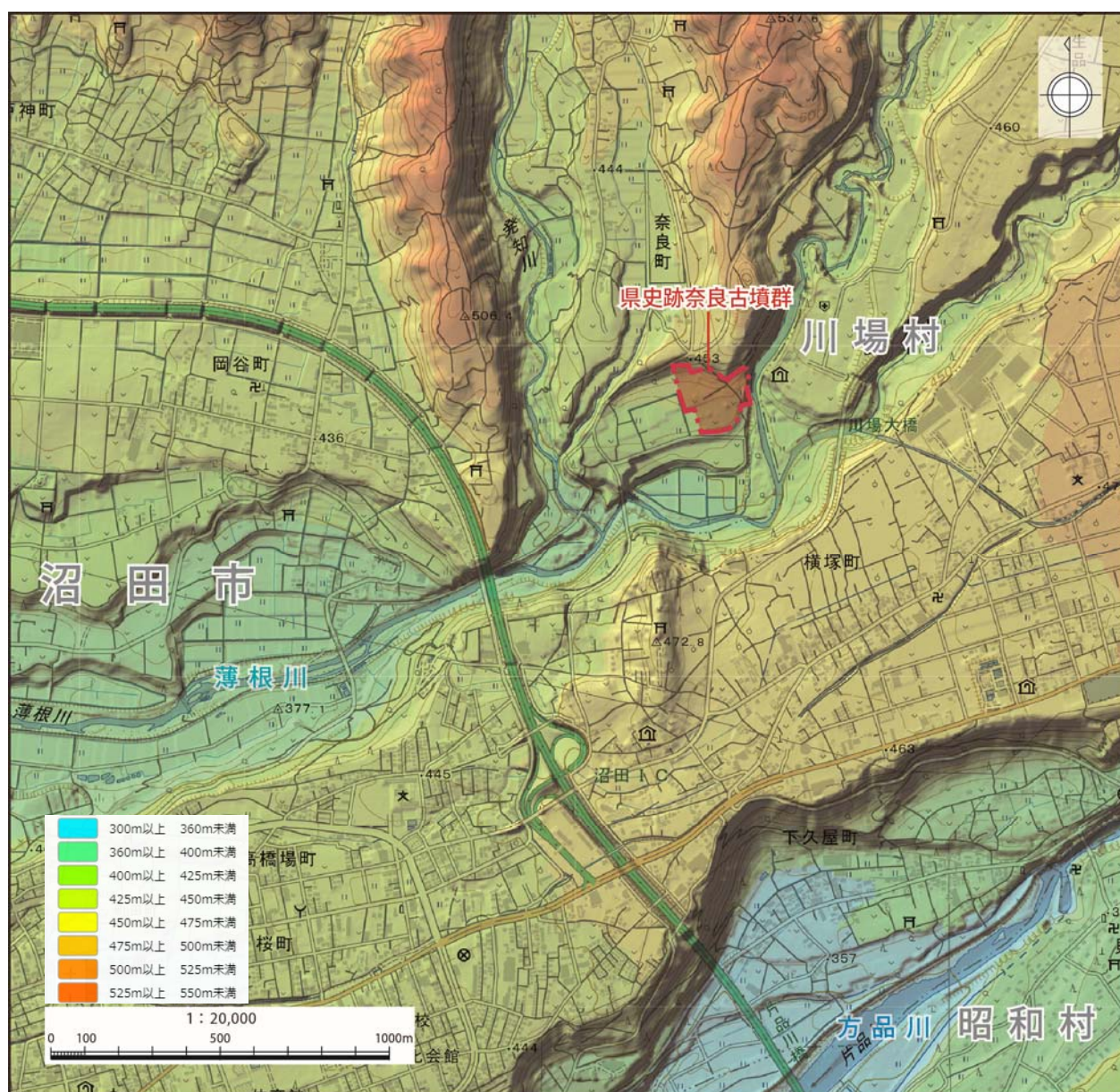


図 11 奈良古墳群周辺の色別標高図（国土地理院（電子国土 WEB）を加工して作成）

(3) 歴史的環境

奈良古墳群周辺地において人類の生活の痕跡が認められるようになるのは、後期旧石器時代になってからである。図12の範囲では、戸神諏訪遺跡群(12)において剥片や石刃が数点確認されているに過ぎないが、三峰山麓周辺に遺跡が多く確認されていることから、未確認の遺跡の存在が推定される。

縄文時代になると密度は少ないものの徐々に確認される遺跡が増え、前期から中期にかけて一つのピークをむかえる。発掘調査では前期の竪穴住居跡が奈良原遺跡(9)・岡谷十二遺跡(10)・戸神諏訪遺跡群、糸井宮前遺跡(20)で、中期の竪穴住居跡が町田手古又乙遺跡(13)・糸井宮ノ前遺跡(21)において発掘されている。後期になると敷石住居がみられるようになり、糸井大夫遺跡(22)で、その集落が発掘されている。以後、遺跡数は大きく減少する傾向がみられる。住居以外では、狩猟用の陥穴が戸神諏訪遺跡群や岡谷十二遺跡・下原Ⅰ遺跡(17)・鎌倉台遺跡(16)・下宿浦遺跡(18)・生品西浦遺跡(7)などで、多くの礫を伴う中期の土器が岡谷西原遺跡(14)で確認されている。晩期の資料は奈良古墳群周辺地では確認されていない。

ようやく再び遺跡が確認されるようになるのは弥生時代中期になってからで、近隣の川場村や昭和村などで中期末の資料が散見されるが、利根沼田地域では後期後半期には爆発的に遺跡数が増える傾向が認められる。奈良古墳群周辺では奈良田向遺跡(8)・奈良原遺跡・戸神諏訪遺跡群・鎌倉遺跡(15)で集落跡が多数発掘されている。

古墳時代になると遺跡数の減少傾向がみられ、弥生時代に集落のあった地域の一部(戸神諏訪遺跡群)に前期の集落が認められるほか、清水遺跡(19)などで竪穴住居が発見されている。中期の遺跡は現段階ではほとんど確認されず、古墳時代後期では、岡谷十二遺跡(10)、石墨遺跡、糸井宮前遺跡(20)、糸井宮ノ前遺跡(21)、糸井大夫遺跡(22)、生品西浦遺跡(7)で集落が調査されている。古墳時代の墳墓は、前期の方形周溝墓が戸神諏訪遺跡群でわずかに発見されているのみであるが、後期後半以降になるとこの地域にも古墳が多く造営されるようになる。7世紀代の飛鳥時代になると、薄根川中・上流域にかけて奈良古墳群を始め、秋塚古墳群、生品古墳群など、埴輪を持たない小円墳から成る群集墳が造られるようになり、馬具の出土が目立つようになる。発掘調査された奈良古墳群(1)・秋塚古墳群(2)・追墓古墳(4)・生品西浦遺跡などの古墳から判断すると、この地域の古墳は、横穴式石室を主体部とする小円墳が大多数を占める。

奈良・平安時代になると、徐々に遺跡の数が増え、集落内に寺院(小堂宇)を有する戸神諏訪遺跡群をはじめ奈良田向遺跡・岡谷毛勝遺跡(11)・町田手古又乙遺跡・生品西浦遺跡・糸井大夫遺跡、糸井宮前遺跡で集落が発掘調査されている。

中世の発掘調査例は少なく、奈良原遺跡から館跡に伴うと想定される堀跡、五輪塔群の出土がある。

参考文献

- (1) 小池雅典 2001 『奈良古墳群』沼田市教育委員会
- (2) 小池雅典 1991・1992・1993『秋塚古墳群Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ』沼田市教育委員会
- (4) 小池雅典 1998『追墓古墳(旧利南村第8号古墳)』沼田市教育委員会

- (7) 齋田智彦ほか 2005『生品西浦遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- (8) 小池雅典 1990『奈良地区遺跡群(奈良田向遺跡)』沼田市教育委員会
- (9) 都丸肇・小池雅典 1991『奈良地区遺跡群(奈良原遺跡)』沼田市教育委員会
- (10) 宮下昌文 1996『沼田北部地区遺跡群Ⅴ 町田上原遺跡・岡谷十二遺跡ほか』沼田市教育委員会
- (11) 宮下昌文 1997『沼田北部地区遺跡群Ⅵ 町田手古又遺跡・岡谷毛勝遺跡』沼田市教育委員会
- (12) 新倉明彦 1990『戸神諏訪遺跡』群馬県教育委員会・(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
小池雅典 1992～1997『沼田北部地区遺跡群Ⅰ～Ⅵ』沼田市教育委員会
岡本範之ほか 1993『戸神諏訪Ⅲ遺跡』沼田市教育委員会・群馬県企業局
石北直樹 1995「土塔原遺跡」『沼田市史』資料編1 原始古代・中世、沼田市、pp. 454-458.
- (13) 宮下昌文 1997『沼田北部地区遺跡群Ⅵ 町田手古又遺跡・岡谷毛勝遺跡』沼田市教育委員会
- (14) 宮下昌文 1996『沼田北部地区遺跡群Ⅴ 町田上原遺跡ほか・岡谷西原遺跡』沼田市教育委員会
- (15) 大江正行 1989『師遺跡・鎌倉遺跡』群馬県教育委員会・(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- (16) 宮下昌文 1990『鎌倉台遺跡』沼田市埋蔵文化財発掘調査団
- (17) 小池雅典 1995「下原Ⅰ遺跡」『沼田市史』資料編1 原始古代・中世、沼田市、pp. 74-77.
- (18) 宮下昌文 1997『下宿浦遺跡』沼田市教育委員会
- (19) 水田稔 1995「清水遺跡」『沼田市史』資料編1 原始古代・中世、沼田市、pp. 245-249.
- (20) 石守晃・山口逸弘 1985『糸井宮前遺跡Ⅰ』群馬県教育委員会・(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
関根慎二ほか 1986『糸井宮前遺跡Ⅱ』群馬県教育委員会・(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- (21) 石北直樹 1999『群馬県遺跡大辞典』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団編、上毛新聞社
- (22) 石北直樹 1996『糸井太夫遺跡』(昭和村埋蔵文化財調査報告第6集)昭和村教育委員会

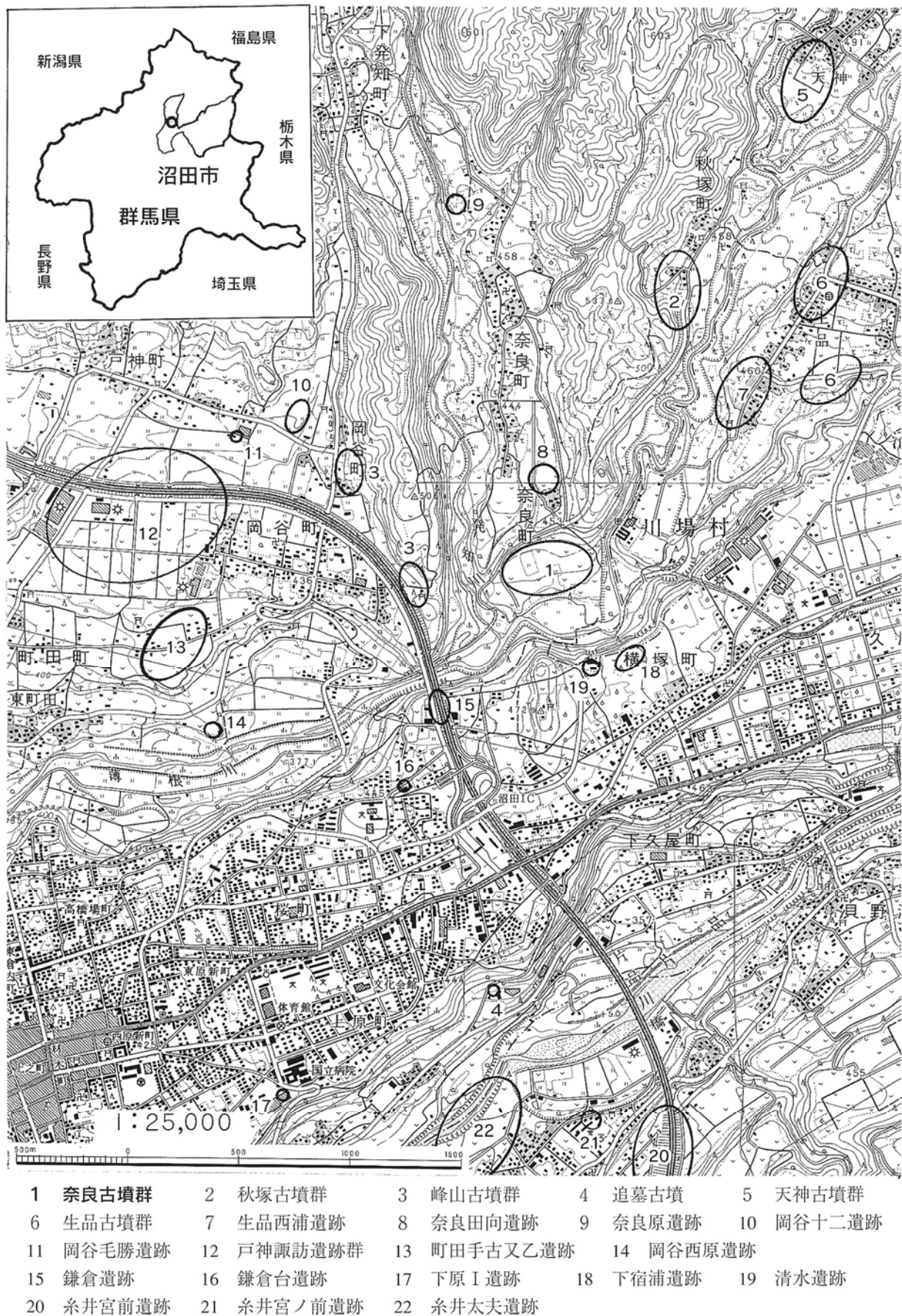


図12 奈良古墳群の位置と周辺の遺跡

(4) 社会的環境

①交通・アクセス

奈良古墳群への主なアクセス手段は、自家用車の場合は関越自動車道沼田インターチェンジから約 1.8 kmであることから、5分程度で到着可能である。公共交通機関を使用する場合は、上越線 J R 沼田駅から関越交通バスで、上原跨道橋交差点先の横塚町または沼田横塚町下車で徒歩約 20 分である。

- ・奈良古墳群の立地は、近隣集落や主要街道から離れていることから、交通手段は自動車を想定している。
- ・沼田市役所（歴史資料館）を起点に自動車を利用する場合、国道 120 号を東に進み、沼田インターチェンジ入口を過ぎ、上原跨道橋交差点で左折する。その先、北に進んで薄根川に架かる奈良大橋を渡って左折し、現地に至る。
- ・奈良古墳群の西に関越自動車道が通っており、沼田インターチェンジからのアクセスは良い。ただし、奈良古墳群への案内標識は奈良大橋を渡った北に 1 箇所設置されているのみである。

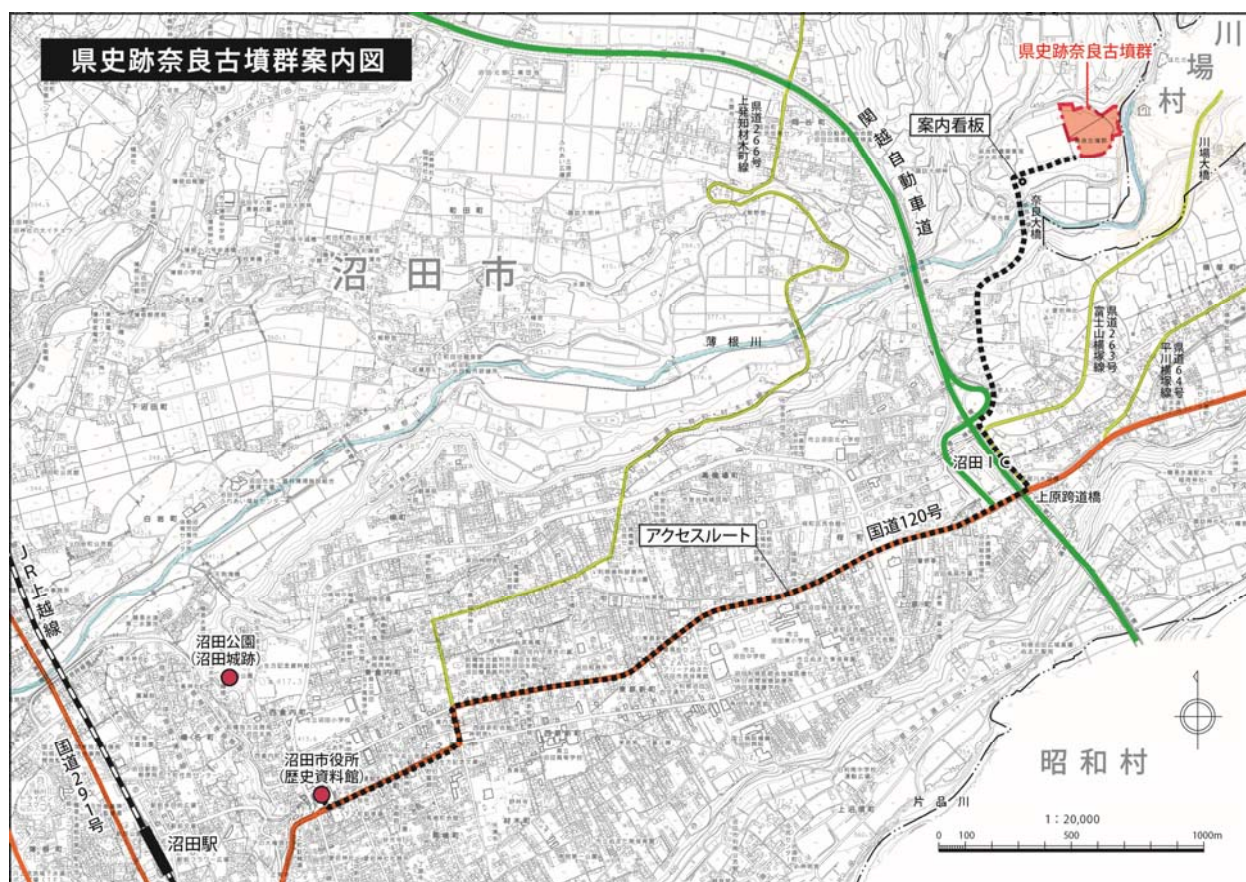


図 13 奈良古墳群への交通アクセス

②奈良古墳群の環境保全に関する法令等

■都市計画法

奈良古墳群の位置は、都市計画区域外となる。

なお、沼田市全域を対象に、3,000㎡以上、50,000㎡未満の開発行為（土地の区画形質の変更及び施設の整備を行う事業）に関しては、沼田市に事前協議・届出を行う必要がある。50,000㎡以上は、群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例が該当する。

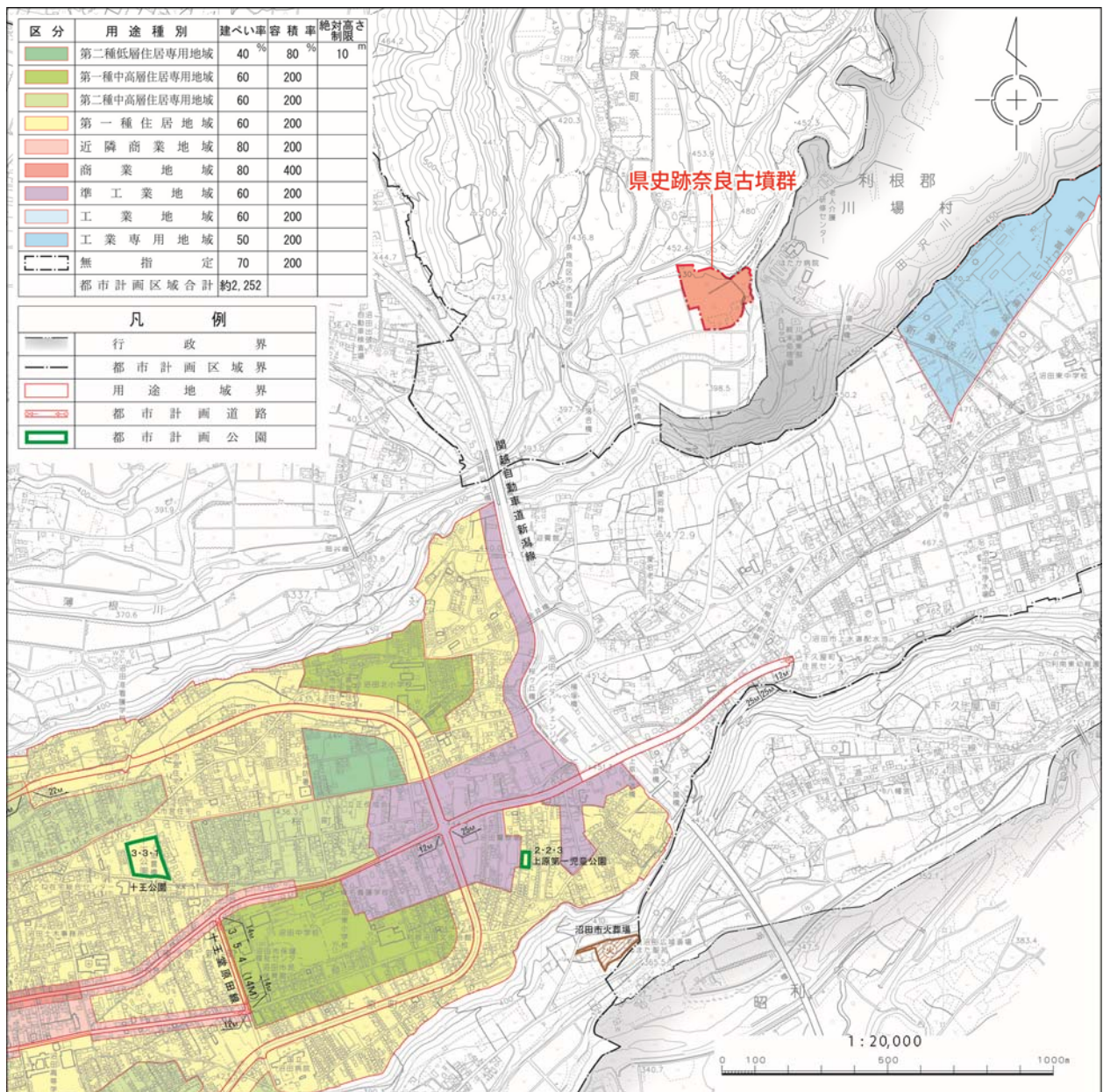


図 14 沼田市都市計画図

■農業振興地域の整備に関する法律

奈良古墳群の一带は農業振興地域に含まれている。したがって、指定地の周辺農地は、農振農用地に該当することから、農地以外の転用は原則不可となっている。

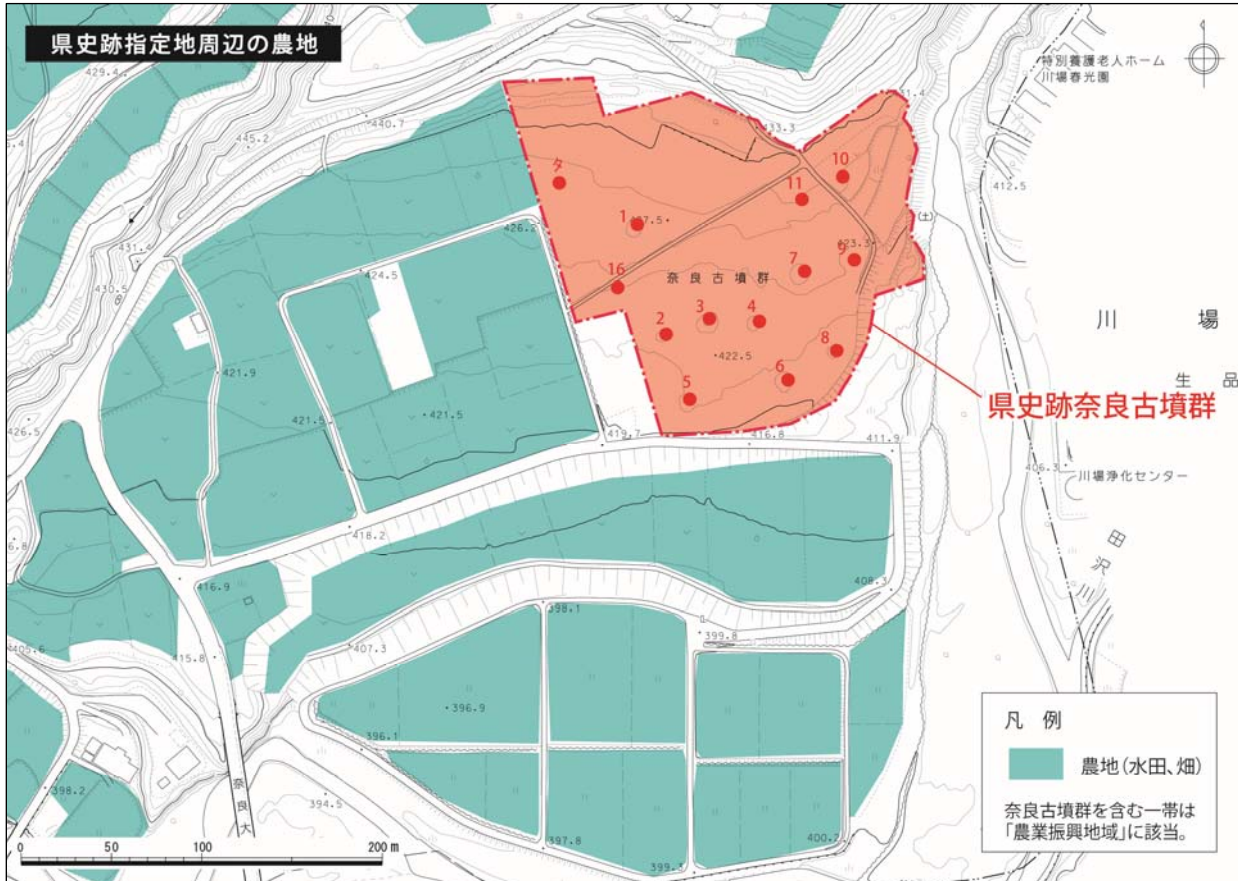


図 15 指定地周辺の農地

■沼田市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指導要綱

沼田市は、太陽光発電施設等の適性の設置を誘導するために、指導要綱を定めている。

指導要綱において、事業者に対し、配慮すべき事項を掲げ（第4条第1項第1号）、その配慮すべき事項の基準として「(4) 事業区域が、国、県、または市が指定する文化財の敷地または区域の境界から 100m以上離れていること。」（同施行要領第3条別表）と定めている。

第3章 群馬県指定史跡奈良古墳群の本質的価値

第1節 本質的価値

群馬県史跡としての指定理由と、これまでの調査研究の成果を踏まえて、奈良古墳群の本質的価値を以下のとおり整理する。

- (1) 河岸段丘上の緩斜面に小規模な古墳が集中する姿が現存しており、群馬県北部（北毛）に営まれた群集墳の有り様が良くわかる。
- (2) 7世紀から築造が始まった埴輪を伴わない小規模な円墳のみで構成されており、県内における古墳時代終末期の群集墳の形成・発展過程を知る上で重要な群集墳の一つである。
- (3) 古墳副葬資料に馬具類・武器類の充実が認められ、奈良古墳群を構成した集団は、馬の生産に関わるとともに軍事的側面を有した存在であり、北毛における馬生産に関わる歴史的な展開を推測できる価値の高い群集墳である。

- (1) 河岸段丘上の緩斜面に小規模な古墳が集中する姿が現存しており、群馬県北部（北毛）に営まれた群集墳の有り様が良くわかる。

奈良古墳群は、薄根川中流域右岸の上位段丘状地形に立地し、盆地状区画の東西 400m 以上南北約 200m の南向きの緩やかな傾斜地に造られた群集墳である。昭和 30 年の調査では 60 基程が存在し、墳丘の残りの良い比較的大きな古墳は東側に分布していたことが知られている。指定地は奈良古墳群の東半分に該当し、その中に現存する 13 基の古墳は、記録保存された他の古墳の調査例からすべての石室が南に開口すると考えられる。墳丘の直径 15～17m 内外の円墳 2 基、直径 11～12m 内外の円墳 5 基を中心に、まとまりよく並ぶ群集墳としての景観を良好に残している。

また、薄根川を挟んだ対岸の沼田台地の上からは、段丘に分布する古墳群の全景を見渡すことができるほか、背景には信仰の対象であり通称三角山（さんかくやま）と呼ばれる霊峰「戸神山」と、その奥の三峰山の山並みも一望できる。周囲に視界を阻害するものが少なく、群集墳の景観が良く保たれている点も貴重である。

- (2) 7世紀から築造が始まった埴輪を伴わない小規模な円墳のみで構成されており、県内における古墳時代終末期の群集墳の形成・発展過程を知る上で重要な群集墳の一つである。

古墳の築造が始まったのは埴輪を伴わない7世紀以降であり、最初の段階は小規模な円墳で、石室が狭長の袖無型またはそれに近い形式を有し、その分布は段丘の東側に集中する。次の段階は石室が短く明確な両袖型になり、古墳の分布は古墳群中央付近まで拡大する。指定地外の西外にまで古墳築造が拡大する段階になると、石室に玄門柱と羨門柱を具備した後出の特徴を有する古墳が築造される傾向が見られる。

7世紀以降に新たに古墳が造られるようになった奈良古墳群は、古墳時代終末期の古墳の発展・形成過程を追うことができる重要な群集墳の一つである。

- (3) 古墳副葬資料に馬具類・武器類の充実が認められ、奈良古墳群を構成した集団は、馬の生産に関わるとともに軍事的側面を有した存在であり、北毛における馬生産に関わる歴史的な展開を推測できる価値の高い群集墳である。

奈良古墳群から出土した資料は、石室内の副葬品と墓前に供えられた須恵器については、過去の収集資料や発掘調査の出土資料を併せて700点を越える。石室内出土の副葬資料は、直刀・鉄鏃などの武器類、轡・鐙などの馬具類、玉類・耳環などの装身具類など多岐に渡っているが、馬具の割合が目立ち、7世紀から8世紀初頭の特徴を有する轡・鉄製壺鐙の他、金銅製毛彫模様の施された杏葉や飾帯金具の点数が多いという特徴がある。また武器類を共伴する例が多いことが指摘されており、奈良古墳群を構成した集団は馬の生産に関わるとともに軍事的側面もあったことが推測され、律令国家の東北政策に組み込まれた群馬県の古墳時代終末期の歴史とその背景を知る上で欠かせない価値の高い群集墳といえる。

第2節 構成要素の特定

(1) 本質的価値を構成する要素

奈良古墳群は小型円墳がまとまっている群集墳として、保存状態が良好である。最大規模の7号墳を代表とする直径15～17mの円墳が2基と、11～12mの円墳が5基、10m以下あるいは規模不明の円墳が6基の、計13基が残存している。これらは県史跡指定時に特定された古墳である。この13基以外にも、確認調査によって古墳の石室根石や周堀などが複数確認されており、指定範囲内には破壊されたものの一部が地下に埋蔵されている古墳跡と、それに伴う遺物が存在することが明らかである。このほか、指定地内外における発掘調査等で出土した資料は、武器・馬具・装身具・須恵器等700点以上が知られる。これら全てが、奈良古墳群の成立及び変遷過程を知るうえで重要であり、本質的価値を構成する要素として特定される。

(2) 本質的価値を構成する要素以外の要素

本質的価値以外の要素として、指定地内には、農地利用されていた当時の要素として、耕作

表7 県史跡奈良古墳群の構成要素の分類

分 類		構成要素（暫定番号）	備 考
本質的価値を構成する要素	古墳 （地上にて残存が確認される）	1号墳 ・ 2号墳 ・ 3号墳 ・ 4号墳 5号墳 ・ 6号墳 ・ 7号墳 ・ 8号墳 9号墳 ・ 10号墳 ・ 11号墳 ・ 16号墳 23号墳（タ号）	県指定の際に特定された13基の古墳。
	古墳 （地下に痕跡が確認された）	24号墳 ・ 25号墳 ・ 26号墳 ・ 27号墳 28号墳 ・ 29号墳 ・ 31号墳 ・ 32号墳 33号墳 ・ 35号墳 ・ 36号墳 ・ 37号墳 39号墳 ・ 40号墳 ・ 41号墳	奈良古墳群は、群集墳の史跡であり、終末期の古墳が密度高く面的に広がっていた状況を伝えている。
	古墳 （地下に痕跡が推定される）	30号墳 ・ 34号墳 ・ 38号墳 42号墳 ・ 43号墳 ・ 44号墳 ・ 45号墳 46号墳 ・ 47号墳 ・ 48号墳 ・ 49号墳 50号墳 ・ 51号墳 ・ 52号墳 ・ 53号墳 54号墳 ・ 55号墳 ・ 56号墳	
	副葬品（出土資料）	武器・馬具・装身具・須恵器等	詳細は表4・表5
本質的価値を構成する要素以外の要素	かつての農地利用に関連する要素	自然石による石積み （多くは水田造成時のもの）	葺石転用が考えられる。
		樹木（多くは桑の木。敷地境界の目印に植えられていたものが成長）	
	史跡の管理上設置された要素	説明板（県史跡の指定概要説明） 1基	
		名称標識 （13基分）	基礎は固定していない。
		進入防止柵 （石室前に2箇所）	基礎は固定していない。
	道路	市道3047 ・ 市道3046 ・ 市道0029	市道3047は古墳と重複。
指定地外の周辺区域にあり活用に資する要素	公開活用施設	沼田市歴史資料館	奈良古墳群を紹介し、出土資料を保管展示。

地の敷地境界に植えられた桑の木や、水田造成時の石積み（葺石転用が考えられる。）がある。
このほか、奈良古墳群の見学者用に設置した説明板や各古墳に設けた名称標識等、市道も存在している。

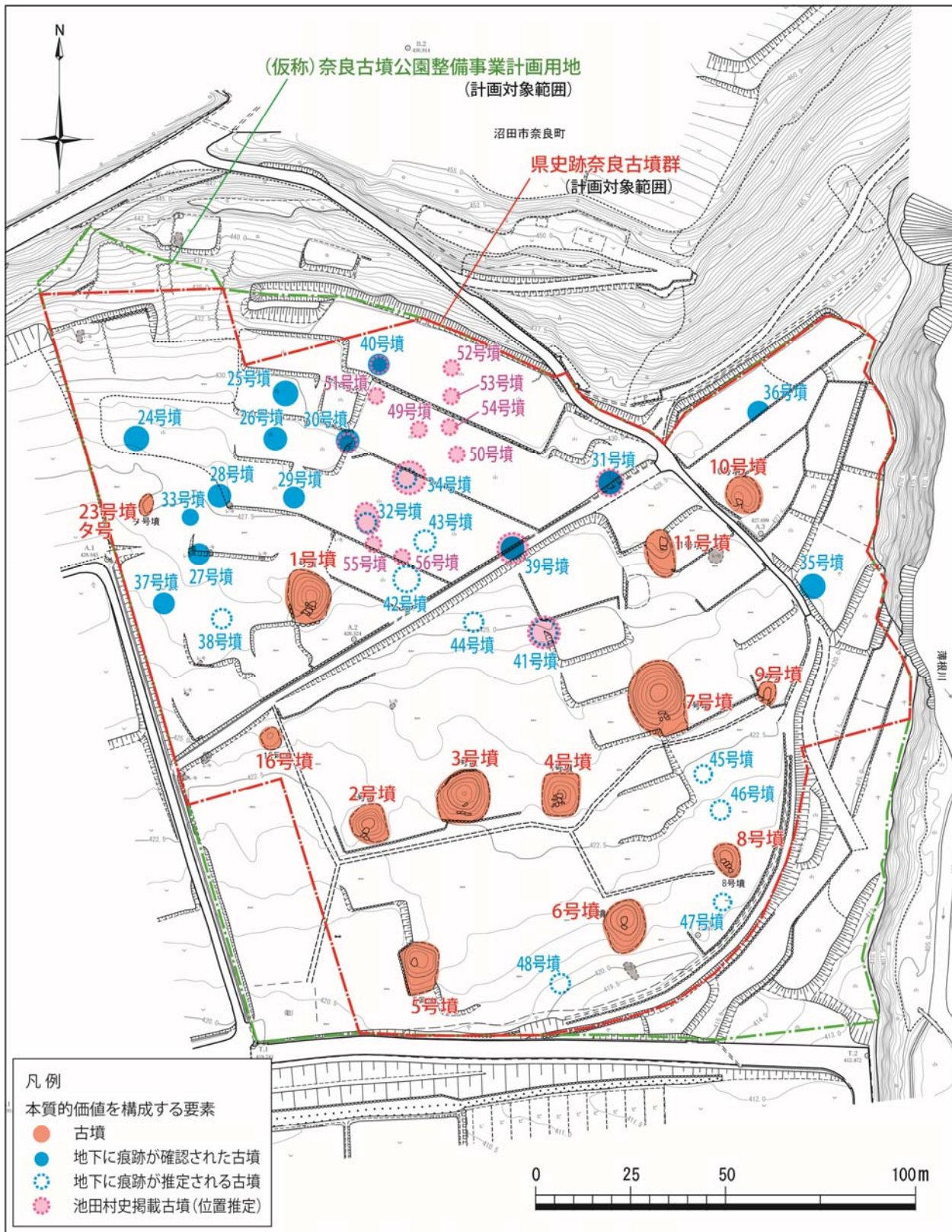


図 16 構成要素分布図①（本質的価値を構成する要素）

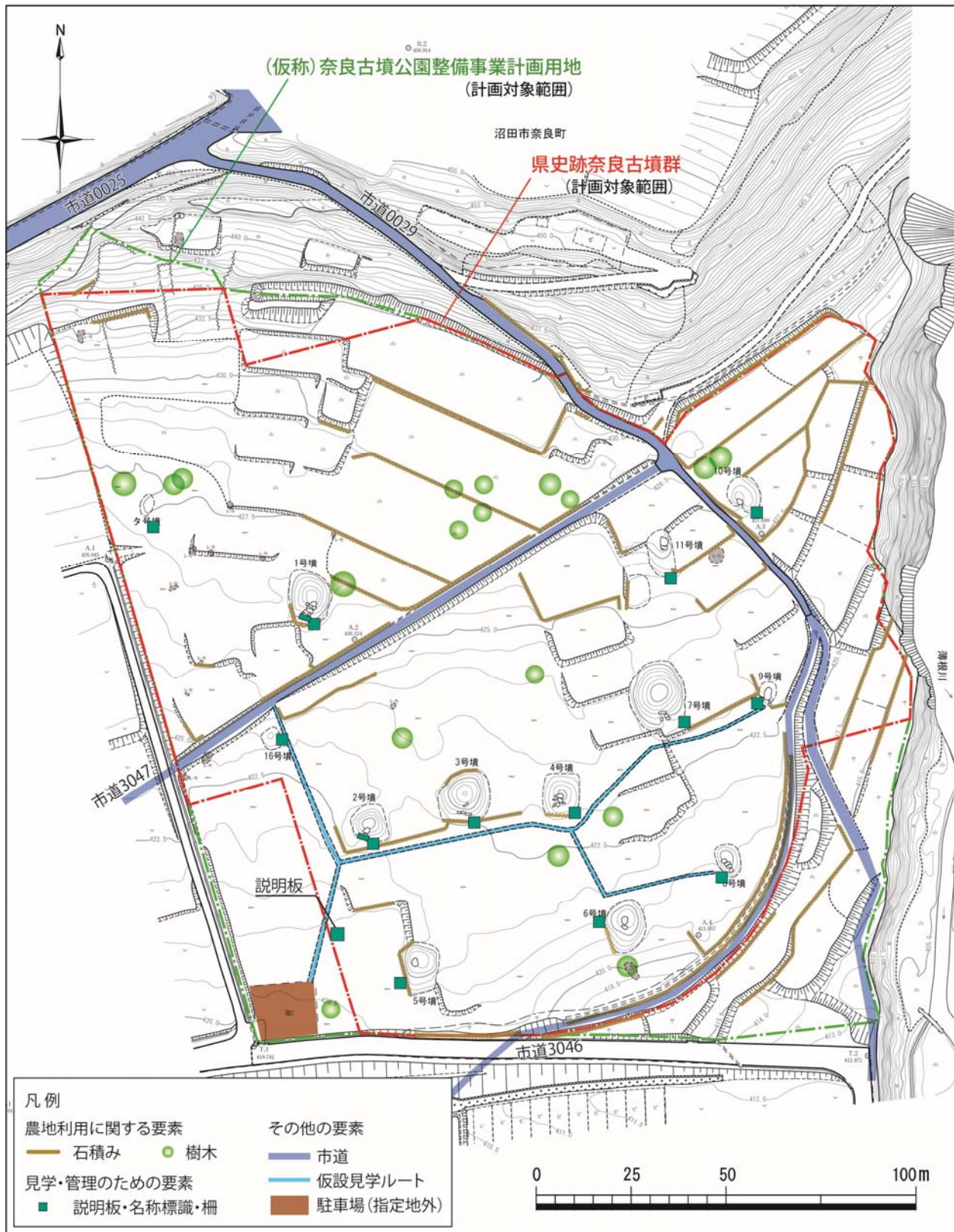


図17 構成要素分布図②(本質的価値以外の要素)